



病むあのひとたち、信ずるわたしたち¹

——ハンセン病の療養所におけるキリスト教信仰を

めぐるいくつかの論点——

阿部 安成

† 大きく構えれば、からだがなにかしらの病に罹ったひとたちがいると想定したとき、その信心がどのようになるのか、また、なにかしらの信仰心をもつものたちが病むひとたちをまえにしたときに、そのからだはどう動いてゆくのか——これが、癩そしてハンセン病の療養所をフィールドとして調査と研究をおこなうわたしの1つの問いである。病んだものたちといまだ病んでいない人びと、信仰心をもつものたちとそうでない人びと、との区分を設けたところで、それぞれに接する相になにがあらわれるのかを考えるときの論点を探ることが本稿の目的となる。依然として、病身と信心が思索の課題である。病は癩そしてハンセン病、信心はキリスト教信仰をいう。

さて、ここに、小さな出来事を記録しておこう。ある療養所からの帰りに、鉄道の駅にむかうために交通機関を利用したところ、同じく園から帰る3人ほどのひとたちといっしょになった。わたしも彼ら彼女たちも、療養所にある教会の日曜礼拝にでていた。3人づれのひとりが在園者の名をあげて、そのひとは聖書をちゃんと読んでいないからだめだ、といった趣旨のことを話した。礼拝にでたわたしの同乗を知らなかったのだろう。わたし

¹ 本稿は、2013年度サバティカル研修制度を利用した研究成果の一端であり、また2013年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト「療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」と同年度滋賀大学経済学部学術後援基金研究テーマ「療養所の自治活動についての実証研究」の成果の1つでもある。

はまったくべつの機会に、名指しされたその在園者から、自分は会の創設者の精神を継ぎたいとの希望を聞いたことがあった。さきに示した礼拝帰りのひとりの発言がまさにミッション精神のあらわれだとわたしはおもった。

宗教には聖典があり、その内容にも表記にも手をくわえてはならず、それを正しく理解し実践しなくてはならず、まさにそれを生きることが信心のあらわれであり宗教人としての証となる。素人考えでは、信心の深浅や適否や正否をはかることができるのは神のみだとおもうのだが、しかし、神はいないから、かわってひとがそれをおこなうこととなる。さきの発言は、こうして宣告されたのだった。

もし聖典に、神の教えに、誤りがあったならば——もっともおうおうにしてそれは、神ならぬ人間の解釈の誤りとあらわされるのだが——宗教人は、わが身を苛み（責めるといふこと）虐げる（惨くあつかうこと）ことで、犯した過誤を償おう（埋めあわせよう）とする。正しい宗教者であるためには、その自己懲罰はいっそう過激となり、その激甚さこそが正しさの証明としてみせられる。

わたしは神仏に帰依しない。その教えや聖典に誤りがあることなど、とてもあたりまえのようにみえる。ひとは過誤を生きるものだから。誤りは、詫びて、正せばよい。それだけのこと。

† 2014年11月に、国立療養所大島青松園

（以下、大島青松園、と略記する）内のキリスト教霊交会は、創立100年をむかえる。その歴史をどのようにたどるのか、あらわすのか、をいまわたしたちは考えている。思索を明瞭にするためにも、癩そしてハンセン病とキリスト教という主題を掲げた著作をさがしたところ、まさにその一書となることを書名で闡明にした、荒井英子『ハンセン病とキリスト教』（岩波書店、1996年）と、杉山博昭『キリスト教ハンセン病救済運動の軌跡』（大学教育出版、2009年）の2著を検索結果として得た。

「患者と同じ地面に跣足で立つ」と姿勢をさだめ、「キリスト教「救癩」史は、これまで

「救う側」の視点で取り上げられることが多く、逆に「救われる側」であったハンセン病患者にとって「救癩」とは何であったのか、「救癩」事業に携わっていた人々はどう映っていたのか」と問い、それを論じようと挑んだ前者については、すでに批評を書いた²。本稿ではそれにつづいて、後者をとりあげて批評することとした（以下「本書」は同書を、「著者」は本書著者を指すこととする）。

しかし、本書には誤りがとても多い。

誤 1：『多摩』に連載されたもの（p.7）は、正しくは『多磨』。

誤 2：『信徒の友』二〇〇三年三月号で、「ハンセン病とキリスト教」を特集している（p.19）は、正しくは2003年7月号。

誤 3：「テストウイド」（p.21）／「テストウイド」（p.22）。

誤 4：「一九〇九年に大島療養所に勤務する」（p.51）と記されたが、1909年に「大島療養所」はない。

誤 5：三宅官之治が「一九〇九年に大島療養所に入所する」（p.61）と記されたが、同前にくわえ、三宅が大島へ来た年は1910年。

誤 6：「内田守『日の本の癩者に生まれて』（p.71）と記されたが、「生れて」が正しく、「あれて」と読む。

誤 7：「土谷勉『癩院創世』キリスト教大島霊友会。初版は一九五九年」（p.81）と記されたが、霊交会、1949年が正しく、「文献」一覧のなかの「土屋勉（一九四九）『癩院創世』（p.240）は、「土谷」が正しい。

誤 8：「いずれもパソコンによる手製の資料の提供も受けた」（p.139）というとき、資料はパソコンによる？、手製？？。「パソコンによる」とは？。

誤 9：「一九三二年末から三二年始にかけて」（p.147）？。

誤 10：「在宅にいても」（p.173）？。もう1つ「軍事国家下のなかで」（同前）？。

誤 11：「機関紙の『和光』（p.199）／「機関誌『和光』（p.203）。

² 阿部安成「病むからだ、信ずるころ—ハンセン病の療養所におけるキリスト教信仰をめぐるいくつかの論点」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.206、2014年1月）。この稿と本稿とは対になる。

誤 12：「カトリックにのみを的を当てて見てきたが」(p.215)とは、著者の意を汲めば、「カトリックのみを的として」となるか？(念のため、^ま的)。また本来は、的は射るもの。ただしここで「的」を使うのはおかしい。おまけで、「出産に踏む切った」(同前)。

くわえて、なぜ、「文献」一覧で、文献をローマ字表記に変換したばあいの著者名アルファベット順で記さなくてはならないのか。そこに欧文図書は1冊もなく、アルファベットで表記された著者名も1つもない。著者名は、漢字だけでなく仮名とカナでも表記されているのだから、もちろん漢字の画数や部首の順などでなく、あいうえお順に記せばよいはず。おかしなならべ方にするから、井藤道子と猪飼隆明の順をまちがえる(原文は前者がまえ。その逆が正しい。もっとも「いふじ」と読んだのだろうが、これは「いとう」)。「好善社」のつぎに「小坂井澄」がおかれているが、これは前者を「kohzensha」とすればそれでよいが、「kouzensha」「kozensha」としたときは逆。「おかのゆきお」のつぎに「岡野いさを」をならべたことも誤り。

もう1つ「文献」一覧についていえば、その「注」に「六 戦後の文献に限定し、戦前発行の文献については、本文または注に記載した」とある。本文には戦後発行の文献もあり、しかも、発行所、発行年が記されていない例がある。誤りとはいえないかもしれないが、それはおかしい。

また、主語、述語、目的語、をとらえにくい悪文が散見される。たとえば、悪 1：主語がない——「ハンセン病関係の人物を取り上げて、分析する方法である」(p.7. なにが?)、悪 2：同前——「テストウイドが静岡県御殿場にて布教しているとき、水車小屋の藁のなかで苦しんでいた患者を発見して救済したことから始まったといわれている」(p.22. なにが?)、悪 3：主語と述語があわない——「このように、キリスト教の療養所が設置されたのは、キリスト教が各種の慈善事業に積極的に着手した流れをみななければならない」(p.38. ?)、悪 4：?——「入所者が断種手術をしたり、中絶したりすることをパトリック神父やゼローム神父ら、カトリック指導者たちは許さなかった」(p.197. 入所者が?、手術をされたり?)などで、こうした文を1つずつあげていくと歴大な数となる。

さらに、著者の思い込みとしかおもえない記述が目につく。

思 1:「日本の植民地下でも、キリスト教による療養所設置の動きがみられるが、日本の動きと異なる流れや背景であると思われる」(p.21)は、せめて「日本の植民地下の朝鮮でも」などと記す必要があっただろうし、植民地は日本のはずである。また、「背景がある」と?。

思 2:「私信という性格上、当時の状況が正確に、また正直に書かれているといえよう」(p.154)というが、不正確な、正直でない私信などいくらでもある。

思 3:「政教分離原則の存在しない戦前とはいえ、宗教という個々人のプライベートな領域について、国立施設の責任者がある方向を強く示唆するというのは尋常ではない」(p.180)と非難することも好き好きだが、これではたとえば、聖徳太子の「十七条憲法」は、国民主権をうたわず憲法として尋常ではない、ということとどこが違うのかとおもう。

思 4:「ハンセン病問題の本質を考える場合、奄美大島こそ、その本質を明瞭に示す地域である」(p.188-189)、これについては後述。

思 5:「当時は沖縄が米国統治下であるから、日本のハンセン病療養所のなかで、最も僻地で交通不便なのが奄美和光園である」(p.198)というとき、どこを起点として、だれにとって、なのか。また、この「当時」がいつかは本文のその前後で明示されていない。

ほかにもあるそれらを、本文の文脈にそくして、あとでみることにする。

これほどの誤記、悪文、思い込みのある本書が、定価のついた商品として売りだされたことが、わたしにとっては奇異である。大学教育出版という出版社のようすをわたしは知らないが、きちんとした担当編集者はいなかったのか。本として欠陥の多い本書は、商品にはみあわない。

† 商品として不適合だから自費出版なら

よかったかといえば、そういうことではない。本書はともかくも、ハンセン病とキリスト教についての図書であるわけで、わたしたちの研究に先行する上梓に敬意を表して、本書をあらためて読みすすめるでしょう。

本書は、「はじめに」「序章 本書の意義と課題」「第一章 キリスト教とハンセン病」「第二章 飯野十造のハンセン病救済の行動と思想」「第三章 熊本におけるキリスト者の行動—特に本妙寺事件・龍田寮事件をめぐって」「第四章 沖縄の療養所の設立とキリスト者の役割」「第五章 奄美大島におけるカトリックの影響—入所者の出産を中心に」「おわりに」「文献」からなる。

「はじめに」では本書の構成について、第1章が「第二章以下の前提として、キリスト教とハンセン病との関係を概観した」ところ、第2章「からが、本書の中心課題である」という (p.i)。それにしても、第1章63頁、第2章27頁、第3章33頁、第4章44頁、第5章35頁と、それぞれの章の紙幅をみると、第2章から第5章までのそれがほぼ均衡しているものの、それらと第1章との字数につりあいがとれない。中心課題となる各章の倍近くなる文章量を、その「前提」や「概観」となる第1章にわりふらなければならなかったのか。第1章がなければ第2章以降を理解できないのだとしたら、それは各章の論述がお粗末なのだ。また、「おわりに」があっても、そこにみえる文章は、本書「はじめに」にみあう結論の役割を果たしていない。各章の分量や結論不在といった本書の構成も、個別の稿を編集するにあたっての不備をあらわしている（「本書はすべて書き下ろし」とのことだが、研究会での発表内容をもとにしたようだ。p.224）。やはり編集者不在なのだろう。

では、本書はなにを記そうというのか、それを「はじめに」にみよう。

まず冒頭で、「ハンセン病についての本は、すでに多数発刊されている。その多くは、隔離政策の実態を問うものである」(p.i) との先行する図書のようにすがまとめられている。「問う」には、質問する、と、問題にする、との2つの意味がある。おそらくここには、実態がどのようなであったのかと尋ね、それを、いかななものか、といいつめる、という双方の意味があるということなのだろう。

なにを「問う」のか——それは、「隔離政策の実態」だという。あらためて「政策」を辞書（『広辞苑』第6版。以下とくに言葉の意味を参照するときは同書による）にみると、それは、政治の方策、だという。方策とは、手立て、策略、はかりごと、をいう。すると

ここで問われてきたというそれは、ハンセン病にかかわる隔離をめぐる政治の手立て、となるようだ。もしかすると、さらに「政治」とはなにかを確かめた方がよいのかもしれないが、それは不要としよう。先行する図書、それは研究ということなのだろうが、それらは「隔離政策の実態を問う」てきたというのだが、本書巻末の「文献」一覧をみれば、それこそ一目でわかるとおり、先行研究はその課題に限定されてはいない。1冊だけあげると、蘭由岐子の『「病いの経験」を聞き取る－ハンセン病者のライフヒストリー』（皓星社、2004年）は、本書著者が本書文献一覧に記さなかった副題に明らかなおと、「隔離政策の実態を問う」論述ではない（せめて、隔離政策がもたらした療養者の日常の実態、たとえば蘭の著作にもあてはまる）。本書は先行研究を的確に把握しているかどうかを検証しながら読む必要がある。

それでは、本書の課題はなにか——「本書は、隔離政策を民間の側から支えたのではないかとの疑問をもたれているキリスト者たちが、ハンセン病をめぐってどのようにかかわったのかを検討したものである」（p.i）と示されたのだから、本書はキリスト者たちによるハンセン病へのかかわりについて記したこととなる。この課題は、著者の前著では「体系的な議論」ができなかったので、「そこで本書では、キリスト教が総体として、ハンセン病とどう向き合ったのかを明らかにしようと試みた」と本書に結実する作業が披歴された。この「キリスト教が総体として」の語に、わたしはたじろぐ。

だが、つづけて、「とはいえ、キリスト教に関係するあらゆる動きを網羅することは不可能なので、ハンセン病救済を意図して取り組まれた社会活動を軸に論じている。医師や社会事業家を描くのではなく、一キリスト者として、ハンセン病を社会運動の対象と考えて動いた人たちを取り上げた」と、議論の幅がすぐに狭められてしまっただけでは、これでは腰砕けだ。

「本書は、キリスト教を素材にして、ハンセン病問題の本質を探ろうとしている」（p.ii）とのいわば大看板をも著者はかかげたが、探ってみただけなのか、探りあてたのか、探ろうとして探れなかったのか、この文からはよくわからない。結論がない本書は、それ＝「ハ

ンセン病問題の本質」を議論しなかったと予測しておこう。

† 「序章」には「本書の意義と課題」の題目がついている。わたしの狭い体験のなかでは、たとえば、研究助成金の申請をするとき、自分の研究課題がどれほどに「意義」があるのかを書かされるときがある。また、書評では、批評する著作の「意義」を確認したり否定したりすることがある。著者みずから自著で「本書の意義」を説くことがあってはまずいとはいわないが、それだけ自信のある著述となったと著者は確信していたのだろう。もっともこの序章は、「本書の目的」「ハンセン病へのキリスト教の役割」「先行研究と本書の課題」「ハンセン病をめぐる動向」「用語の問題」と題された5つの節で構成されていて、目次をみるかぎり自著の「意義」を強く打ちだしているとはみえない。

序章第1節「本書の目的」は冒頭、

本書は日本のハンセン病対策の展開や患者の生活について、それがキリスト教とのつながりでどのように展開したのかを分析したものである。[p.1——引用者による。以下同]と始まる。「ハンセン病対策の展開」とは、さきにみた著者がとらえた先行図書群の中身であり、本書ではそれにくわえてもう1つ、「患者の生活」の展開を「分析した」と本文にさきだって序章で告知された。「患者の生活」を、なにをもとに、それをどのように用いて、どういった表現で記述したのか、が本書において問われることとなる。

著者は、「らい予防法」廃止とハンセン病国家賠償請求訴訟原告勝訴を機に、ハンセン病をめぐって、多数の分野で複数の研究がおこなわれるようになったととらえ、その動向を総括する。

その多くは、隔離政策批判に力点をおき、隔離政策の不当性を追及したり、隔離に関与した者の責任を論じたり、らい予防法下で患者がいかに苦難を強いられたかを実証したりした。隔離された患者の生活史を聞き取ったり、療養所の文化活動を研究したりするなど、手法は多様化しているようであるが、基本的には隔離政策の誤りと非人間性を批

判することを目的にしている。[p.1]

——ここには注がつけられていないため、それぞれの記述がどういった先行研究や著作を想定しているのかがわからない。研究という作業を、先行研究あるいは研究史と史料の閲読によって支えられているとすると、本書はその双方において重大な不備があるとわたしは判定する。先行研究あるいは研究史にかかわる、(1)書誌情報の提示において、また、(2)その理解において、欠落を指摘する。「基本的には」という留保か限定かがつきながらも、「隔離政策の誤りと非人間性を批判することを目的にしている」とのみ先行研究をとらえる理解は、不十分にすぎる。ここで詳細にのべることをしないが、2004年に刊行された前掲蘭由岐子『「病いの経験」を聞き取る』や、2011年刊行の『隔離の文学—ハンセン病療養所の自己表現』（書肆アルス）に結実する2005年から2010年にかけて発表された荒井裕樹の論考の数々や、2007年秋季以来毎年ひらかれている国立ハンセン病資料館企画展を読んだりみたりすれば、そこで提示された課題や論点の多様さはすぐにわかる。巻末に14頁にもわたる「文献」をならべ、それについて、「あくまで本書の執筆のために用いた文献を記載したものであり、ハンセン病問題にとって重要な基本文献であっても、本書の執筆に直接関係していないものは記載していない」（p.242）と示した著者ではあるが、「ハンセン病問題」を考えるとときの観点、枠組み、議論の幅が、「社会福祉史、特にキリスト教社会福祉史を中心に研究してきた」（「はじめに」）という履歴のかぎりにとどまっているようにみえる。

† 著者なりに研究状況をみわたしたうえ

で、従来の研究が発信した成果により、「その結果、すでに隔離政策の不当性は論証され、社会常識となったといえよう。部分的にはそうした流れへの無知や無理解からか、古い価値観を振り回したり、「救癩」に携わったというだけで手放しで礼賛したりする議論も皆無ではない。しかし、大勢はほぼ決着したといえる」（p.1-2）とまとめられた。先行する研究は、「隔離政策の不当性」を論証するためだけ、あるいはそれを主としておこなわれたの

か、「大勢〔「流動していく物事の、おおよその形勢、特に、世のなりゆき」〕はほぼ決着した」というときに、なにが、どうなったと想定しているのだろうか。それがよくわからない。

ただし、つづけて、

しかし、ハンセン病の歴史を、隔離政策の推進とそのもとでの非道な人権侵害一色で塗り固めるのも一面的な理解であろう。日々の場面では、「人権侵害」で括れない良心的な、また患者の利益を目指した行動はみられたのである。ただ、そのつもりであっても、結果的に患者の利益に逆行した場合も少なくなかった。〔p.2〕

と、逆接の接続詞ともう1つ補足ないしこれまた逆接の接続詞を用いて、3つの文を記し、著者にとっての課題を示そうとしている。それは、「キリスト者のハンセン病への取り組みは、ハンセン病の課題を凝縮したものになっている。したがって、キリスト教とハンセン病との関係を問うことは、日本のハンセン病対策全体を把握するうえで不可欠の課題であろう」とのみとおしを示した。あらかじめのべると、「凝縮」「全体」の語が空虚に見えるが、ともかく、「キリスト教によるハンセン病への動き」「キリスト者のハンセン病への取り組み」「キリスト教とハンセン病との関係」を論じるというのである。

ただし、これまでの研究が「管理者側の視点に立つ顕彰・礼賛型研究から、患者の立場に立った研究に重点が移っているにもかかわらず、再び管理者側の研究へと時計の針を戻すものではないかとの疑問が生じるかもしれない」と、自分の研究に寄せられるかもしれない批判をあらかじめ付度してみずからみせる。そのうえで、

しかしそれは、隔離への批判から、管理者を擁護することではない。隔離政策の不当性をより明確に示すためには、その路線上でなされたできごとを当人の論理にそって検証していくことが重要と考える。隔離政策には、「悪の国家権力が、権力の手先を用いて遂行した人権侵害」というだけでは解けないさまざまな問題がある。その図式だけでは、なぜ療養所の医師らは確信をもって隔離を推奨したのか、なぜ近年まで人びとは隔離政策を疑わなかったのか、なぜ患者団体はときに園長に感謝の意を表したり〔、〕らい予防

法の廃止に消極的になったり〔、〕皇室に感謝したりしてきたのか、といったことが明らかにならない。〔p.2-3〕

と明かされた著者の疑問が、いわゆる問題意識というものとなるのだろう。こうした、わたしには心情告白とみえる箇所が、序章のほかの節でもくりかえされるのだが、ここでひとまず、「本書の目的」と示された記述を検討しておこう。

↑ くりかえしとなることをふくめて、ここまでの記述をまとめると、これまでの研究は「基本的には隔離政策の誤りと非人間性を批判することを目的」としてきた。だが、ハンセン病政策史を「人権侵害」との批判だけで終わらせてしまうと、それは「一面的な理解」とどまってしまうので、「隔離政策の不当性をより明確に示すため」にも、それにかかわった（それを遂行した）ものたちの「当人の論理」にそくして検証しなくてはならない、となる。

「ハンセン病と隔離の歴史を問う」と題した特集を組んだ『歴史評論』第 656 号（2004 年 12 月）は、編集委員会の署名稿である「特集にあたって」の冒頭にまず、「「救らいの歴史」から「隔離政策によって蹂躪された人権の歴史へ」——ハンセン病にかかわる近現代日本史研究は、ここ数十年ほどの間に看板が劇的に掛け替えられた」ととらえてみせた。著者は同誌掲載の論稿を「文献」にあげながらも、なぜかこの編集委員会の問題提起文にはふれていない。『歴史評論』編集委員会の提起するところと、さきにみた著者が懸念した自著への批判とは重なっている。本書が、同会のいう「大転換」をさしもどす役割を果たしてしまうのではないかということだ。

それに対して著者は、自己の問題関心の意義を 2 点についてのべていることとなる。1 つは、「当人の論理にそって検証していくこと」、もう 1 つが、「隔離政策には〔中略〕人権侵害」というだけでは解けないさまざまな問題がある」こと、である。この 2 点にあわせて論点を確認しよう。

第 1 に「当人の論理」。著者は自著では「患者ではなく、患者の周辺で動いた人物」を

多くとりあげ、「患者については、療養所に入所していたキリスト者に限定されている」(p.2)という。この記述にそくしていえば、従来の、とりわけ1996年-2001年以降の研究者、ジャーナリスト、人権団体、人権擁護者たちは、「患者」の「論理」にあわせてハンセン病問題を考えようとした傾向にあった。著者は対象を反転させてしまったととられることになりうるので、さきにみたとおりの弁明があったわけだ。

だが、「再び管理者側の研究へと時計の針を戻すものではないかとの疑問が生じるかもしれないが」、しかし「隔離への批判から、管理者を擁護すること」が目的なのではなく、「隔離政策の不当性をより明確に示すためには、その路線上でなされたできごとを当人の論理にそって検証していくことが重要」だとのべても、これは没論理である。必要な論述は、なぜ「管理者側」をとりあげるのか、それを論じることでなにが明らかになるのか、のほずなのだが、説明は「当人の論理にそって検証していくことが重要」だというところにとどまっている。これでは弁明にならない。

ここで提示されていることを当事者性としてみると、1996-2001年以降のハンセン病問題をめぐる作業の中軸にあった1つが、当事者の声を聴く、とりわけ著者のいうところの「患者」の声を聴く、というところにあり、したがって、たくさんの聞き取りや聞き書きがおこなわれたのだった。それがなぜ、いま、あらためて、「管理者側」をとりあげるのかとなったとき、本書で著者は、「管理者側」にも多くいたキリスト者たちが数多くハンセン病にとりくんできたにもかかわらず、その研究が少ないから、といているにすぎない。べつにいえば、「ハンセン病対策全体を把握する」ためには、その空白域を埋める、あるいは欠けたピースをはめるために「管理者側」、キリスト者をとりあげるということとなる。

境界線のどちら側にいるものをとりあげることに意義があるのかについて、著者の議論は充分ではないので、それを論じることはここではしない。ただし、「当人の論理」をどうつかまえ理解するのかは、その当事者が境界線のどちら側にいようと考えるべき論点となる³。著者の議論は、単純にいえば、だって、当人の著述にそう書いてあるから、となる

³ この点については、阿部安成「だって、当事者がそう言うものですからーハンセン病療養所における聞き取りの手立て」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.142、2010

にすぎない。これまた没論理だ。

聞き取り記録であれ文字史料であれ、当人にそくする、当事者性をふまえるというとき、それらのテキストをどう読み、理解し、活用するのかが、あらためて問われていると感じる。それを整理してみせる能力がいまのわたしには備わっていないが、ひとまずの展望を示すと、過去に記された、過去について語られた、過去を知る手がかりとなるテキストは、なにより、過去にむかう探究心をいったん躓かせるきっかけとしてあつかうことが必要なのだとおもう⁴。

† 第2の、「人権侵害」批判では解けない

諸問題を明らかにするいわば鍵はなにか。それをみるまえに、著者のいう諸問題それ自体をかんとんに問うと、①医師の隔離推奨については、当人のいうところをみることで明らかにできるばあい、ことがらもあるだろう。②隔離政策への疑いのなさをいうときの「人びと」とはだれを指しているのか。これは「管理者側」やキリスト者にとどまらないひろがりを想定しているのか。③また、園長への感謝、予防法廃止への消極さ、皇室への感謝というときは「患者団体」ということだが、これは本書の議論の範囲内におかれているのだろうか。なにより、「管理者側」について考えることでこの③の考察がなぜすすむと展望できるのかが、わたしには、まったく、わからなかった。

こうしてみると、①はともかくも②③は、すでにみた本書序章冒頭の記述をはずれた課題であり、本書で議論しない問題解明のために有効な手立てなのだといわれても、それは説得力に欠ける。ここでは、「人権侵害」批判だけで押しとおすことをやめてみようといっているにすぎない⁵。では「人権侵害」批判にかわって、あるいは、それを補完する論点

年12月)でいくらか議論した。

⁴ 西浦直子「当事者の人生を非当事者が展示するということーハンセン病資料館リニューアルを通じて」(『博物館問題研究』No.30、2008年)、阿部安成「わたしたちは、彼らふたりの名を記さなかったー癩そしてハンセン病をめぐる療養所での在園者との語らいを考える」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.154、2011年8月)を参照。

⁵ 著者の展望のなさをひとまずおけばこの提起に賛同するし、わたしもこの観点から論考をまとめた。そのときの1つの論点が療養者の生だった(阿部安成「癩と時局と書きものをー香川県大島の療養所での1940年代を軸とする」黒川みどり編『近代日本の「他者」

はなにか、「当人の論理」にそくしてなにを拾いあげようというのか。それが「良心」あるいは「良心的」である。

本書は、「良心」あるいは「良心的」をハンセン病問題について考えるときに主眼とした文集なのである。もちろん、本書では、著者自身に「良心」があるとか、自分の文章が「良心的」だと自己賛美しているのではない。そうおさえたいうでいえば、本書は「良心」の本となるはずなのである。ハンセン病をめぐる展開に（著者に記述にそくした文言を用いると「ハンセン病対策」への「キリスト教」の「動き」をめぐって、となる）、「良心」あるいは「良心的」なようすをたどるとのこととなる。

人文科学であれ社会科学であれ、一見してそこには馴染みにくいとおもわれる「良心」なるものを主眼にすえて、ハンセン病史を描いたり、「ハンセン病対策全体」をとらえたりしようとするのであれば、この「良心」なるものを概念として、あるいは方法として鍛えあげなくてはならない。ここでのべておけば、それに成功しなかった、または、それを放棄したのために、本書は失敗作となった。

† こう本書を判定したうでつぎにすすむこととするが、ここでもう1つ本書でおこなわれる議論が対象とする「時期」にもふれておこう。「本書では、時期としては戦前に力点をおいている。戦前で区切るのは、戦前と戦後とでハンセン病をめぐる状況が、大きく変化するからである」(p.3)という。ここにいう戦争はいうまでもないかもしれないが、第二次世界大戦を指すはず。さて、「戦前で区切る」とはいつが境となるのか。戦前とは「戦争開始の前。特に、第二次世界大戦の起る前」ということだから、1939年、ないし日本政府にとっては1941年となるか。それではないのか？。言葉が足りないか、用語への配慮に欠けた文章である。

著者は「もっとも、単純に戦前と戦後を区切ることはできない」「機械的に一九四五年で区切るのではなく」といった留保を重ねるが、「ハンセン病政策の本質がより露骨にあらわれたのでは戦前であろうから、基本的には戦前を軸にして論述した」(p.3)とのことだ。

と向き合う』解放出版社、2010年、を参照)。

では、著者自身が記したとおり、「また何といても、プロミンにはじまる特効薬が開発され、治癒可能な病気になったことで、ハンセン病の意味合いは大きく変わった」、それにもかかわらず、日本国憲法のもとで「らい予防法」が施行されたことに、「ハンセン病政策の本質」はなにもあらわれていないのだろうか、著者のいう「戦前」のようすと 1953 年以降の展開とに違いはないのか。よくわからない議論である。

「本書の目的」とは、ハンセン病についての未解明の諸問題を考えるために、「当人の論理」にそって「管理者側」のキリスト者を、「良心」なるものを主眼においてとりあげることだった。

さて、本書をまずは頁の順にみてゆくつもりなのだが、「おわりに」を瞥見すると、本書への批判として、入所者はじめ関係者からの聞き取りが不十分であること、一次史料の発掘の余地がまだありそうなこと、二次的な文献に依拠している部分が目立つこと、事実関係の掌握が不十分であること、文献や史料の読み込みが浅いことなどがあるだろう。[p.227]

と著者みずからが省みていた。これが、本書「はじめに」か序章第 1 節に記してあれば、わたしはそこで本書を読むのをやめた。

† 序章第 2 節「ハンセン病へのキリスト教

の役割」冒頭の、「近代日本のハンセン病の歴史を考えると、大きな役割を果たしたのはキリスト教である。ハンセン病救済はキリスト教が開拓し、支えたといっても過言ではない」(p.4) という記述の、「大き」さについて、本書はなにも実証していない。それは単純に、仏教であれ金光教や天理教であれほかの宗教が果たしたはずの役割をほぼ参照、例示、比較していないから。また、「キリスト教とハンセン病のかかわりとして〔中略〕自治会活動への参加・協力」などをあげながらも、たとえば、自治とのかかわりではほかの研究を参照するだけで、ほぼなにも実証していないし、ハンセン病－キリスト教－自治をめぐる

療養者の生の広がりを検討する展望がほぼなにも示されていないから⁶。

この節にも著者が主眼とした（とわたしがみる）「良心」なるものが記される。

単なる宗教的同情や思い込み、人脈だけで、これほどまで多く〔さきにみた「大きな役割」と同義〕の行動が生まれるものではない。社会のなかで抑圧される者への深い関心を、教会全体の姿勢として有していたという積極面をもつ。この積極面は有効に作用すれば、キリスト教の社会実践が多様に展開される可能性をもっていた。／しかし、良心的な行為が結果的には、国家の走狗のようになってしまった。社会実践どころか、逆の方向に作用した。ハンセン病にかかわったキリスト者たちは自分の目前にいる患者の救済に満足しなかった。日本全体の患者救済に思いをはせた。このことは、慈善事業が陥りやすい、個別の救済には熱心でも根本原因は考えない性格を克服した積極性である反面、隔離政策への親和性をまねいた。〔p.5〕

——最初の3つの文にいう、被抑圧者への「深い関心」やそれをめぐる「積極面」が、そのつぎの段落でいう「良心的な行為」となる。2つの段落のあいだが、逆接の接続詞でつながれて、著者のいう「良心」なるものが、「結果的には」、国家の使い走りに転じ、隔離政策を支えた、となる。くりかえせば、著者のハンセン病問題を考える主眼におかれた「良心」なるものは、逆接の接続詞が用いられる文章のなかで、隔離政策に反しなかったと非難されてしまうのである。

そうすると、本書の読むときの確認点の1つが、「結果的には」と表現されたそのようす、内実、仕組みがどのように説かれたのかということとなるのである。

† 本書序章第3節で「先行研究と本書の課題」が、「通史」「人物史」「施設史」「教会史・伝道史」「キリスト教との関係」の5つの項に区分されて記される。

通史としてまずあげるべき著作が、山本俊一『日本らい史』（東京大学出版会、1993年）

⁶ ここで「自治会活動は、戦後が中心になるので本書では本格的には触れないが」と（「中心になる」との留保があるが）かたづけしてしまうところにも歴史をみる浅さがあらわれている。

で、そのつぎが、藤野豊『日本ファシズムと医療－ハンセン病をめぐる実証的研究』（岩波書店、1993年）となっている（なお著者は文献の書誌情報を記すにさいして副題を入れたり入れなかったりしているので、本稿ではそれを補った）。だが、後者は「通史」なのか。そのつぎにあがる藤野の『「いのち」の近代史－「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』（かもがわ出版、2001年）は、「通史」といってよいかもしれないが。分類はともかくも、著者の両著への評価はとても高い。前者には、「美談調で紹介されがちだったハンセン病対策を、ファシズムとの関連で鋭く問いかける画期的な研究であり、一九九六年のらい予防法廃止をアカデミズムの側から方向づける意義をもっていた」（p.6）、後者は、「一応の藤野の集大成といえよう。〔中略〕専門書ではないが、内容の緻密さや実証性など、研究水準の高い著作である」（p.7）というぐあいだ。

ただし著者はこれらの「通史」には不満があるようで、「政策への関心が強い。国公立療養所の実態などには高い関心をもつけれども、キリスト教の役割への関心は周辺的である」（p.7）との指摘をくわえる。

つぎの、人物史は「いずれも顕彰の視点が明確であり、その人物がいかに困難を克服してハンセン病に取り組んだかが強調されている。〔中略。「これらの人物史は」〕研究という観点からすれば、極めて初歩的な段階にあるといえる」（p.8）とのこと。

施設史には「未開拓とっていい分野であるが〔中略。わずかな研究成果にとどまり〕今後のさらなる発展が期待され」（p.8）、教会史と伝道史は「重要性に見合うだけの研究成果があらわれていない」（p.9）とのこと。

つぎに、「キリスト教との関連」をわざわざ1つの項としてたてた必然性がよくわからないのだが、冒頭に「キリスト教」と明記した文献として」（p.9）とみえるので、そのとおりの区別なのか。ただすぐまえの「教会史・伝道史」にも「キリスト教」の語が入る書名があるのだが。

この項では、森幹郎『足跡は消えても』（日本生命済生会、1963年）が「キリスト教とハンセン病との関係を問うた本格的著作」（p.9）と紹介されている。ただし、後注で、同

書がのちにキリスト新聞社からも発行され、ついで「大幅な手直しをして」、ヨルダン社から 1996 年に刊行された版は「別の本と考えるとよいであろう」(p.19) と解説をくわえている。では、「本格的著作」との評価は、日本生命済生会版なのか、キリスト新聞社版なのか、ヨルダン社版なのかがよくわからない。高い評価を与えた著作であっても、それへの注文があり、「各人物の説明が独立しており、全体として、どう展開したのかはわかりにくい。多数の人物が紹介されているだけに、個々の人物についての追究は深くない。また、顕彰的視点が濃厚である」(p.9-10) ということだ。「森は療養所勤務時代〔「邑久光明園職員」だったとのこと〕に入所者の社会復帰や優生保護法の改正を唱えるなど先駆的に隔離政策の批判をして、光田健輔らを激怒させた人物である。しかし、同書では批判を避けており、物足りなさが残る」と、著者は不満を漏らしている。

ついでとりあげられた荒井英子の著書（前掲）についても、森の著作とあわせて、どちらも「研究史上画期をなした文献ではあるが、本書の目的とはかなり異なる内容である」(p.10) とかたづけられてしまった。この項の末尾には、「ハンセン病全体でいえば、藤野豊を筆頭にして注目すべき研究が生み出されつつある。キリスト教との関係でも個々に優れた研究もみられるが、未開拓の領域が広がっているといつてよい」(p.10) と先行研究がみわたされた。だがここでは、項の題目にあった「本書の課題」は明示されていない。著者がいう「未開拓の領域」と関連させて、それを説くべきだった。まさか、先行研究においては「周辺の」と指摘された領域を中心にすえ、「極めて初歩的な段階」と指摘せざるをえなかった不十分さをもっと高い段階へと高め、「物足りない」との不満を漏らさざるをえなかった「批判」を徹底してくわえることで、「未開拓の領域」を本書で開拓した、ということでもないだろうが。

† 本書序章第 4 節の題目は、「ハンセン病をめぐる動向」。同節冒頭は、「次に、本研究を行うに際して、筆者自身のハンセン病への認識を示す必要がある。そこで、近年の動向もふまえ、ハンセン病への筆者の考え示し

たい」(p.11)と。ここに記される内容が、ハンセン病の動向なのか、筆者のそれへの認識なのか、両方なのだろうが、理解しづらい題目と文章だ。

ここで「三宅一志『差別者のボクに捧げる』」がもちだされて、「比較的早い時期にハンセン病を総合的に取り上げた画期的な著作」と評価し、「こうした著作が刊行されてもなお、ハンセン病は一部の関心にとどまった」のであり、「一九八〇年代まではハンセン病の問題は、いわばマイナーな事柄で、関心をもつのは極めて特異な人であった」とのようすが記された。だが、「画期的な著作」といいながらも、三宅のそれは後注にも「文献」にもあがらず、書誌情報は著者名と書名しか記されていない。副題もふくめた書名を正確に、かつ、出版社や出版年を記すと、『差別者のボクに捧げる！ーライ患者たちの苦悶の記録』（晩書社、1978年、増補版1991年）となる（もう1つくわると、同書は同社「ルポルタージュ叢書」の9となる）。こうしてきちんと書誌情報を記せば、三宅の著作刊行を境として、それ以降もハンセン病への関心が一部にとどまり、それ以前の1980年代までそれは「マイナーな事柄」だったととらえるのは、時期がおかしい、とわかる。

「ハンセン病をめぐる動向」と題した節で三宅のルポルタージュに言及し、それ以前の節「先行研究と本書の課題」でそれを取りあげなかったのは、ジャーナリストによるルポルタージュは研究ではないということなのか、「本研究に関連する先行研究」ではないから「簡単に」すら「検討」しなかったのかどうかはわからない。だが後述するとおり、本書での著者の主張は、三宅が同書でのべたところと重なる箇所が多いので、ただ「画期的な著作」（著者はこの「画期」という語が好きようだ）といってすまわずに、同書をきちんとふまえなくては、先行する議論のとらえ方が不十分にすぎ、また、自己と先行する他者の論とを明確に区分しない混濁した記述となってしまう。これはおかしい。

この節で「ハンセン病をめぐる動向」への著者の批判は手厳しく、1996年前後においても、「責任の所在〔なにの、かが不明〕を明らかにするはいたらなかった」(p.11-12)し、「ハンセン病への関心の高まりと隔離政策への批判が強まりつつ、〔神谷美恵子をめぐって〕逆行する動きもみられた」ととらえる。状況は2001年につぎの段階へとうつり、「以

後マスコミは、らい予防法と隔離政策の悪を断罪する情報を大量に流していくことになる。そして、人権研究者、人権運動家、教員、有識者、マスコミ人らがしたり顔で、隔離政策の誤りを語るようになった。過去の誤りを謝罪する県知事も相次いだ」(p.12) のだが、しかし、著者は、それならばなぜ、「らい予防法が存在したときに、その悪を語らなかったのか」とつめよる。自分につごうのよい日和見ではないかというわけだ。

ここで、動向なのか、議論のようすなのか、先行研究なのか、よくわからないが（まあ節としてみれば「動向」なのだろうが）、

らい予防法が存在したとき、隔離政策を語る者はまれであった。せいぜい、マスコミでは三宅一志、人権研究者では父が患者だという林力、教育学者では清水寛、歴史研究者では藤野豊、川上武といった程度であった。

と過去の成果をとりだしてみせるのだが、林、清水、川上の著書については、本書のどこにも記されていない。「ハンセン病をめぐる動向」において稀有な著述と評価しうる著作をなぜ明示しないのか。とりわけ川上は、『現代日本病人史—病人処遇の変遷』（勁草書房、1982年）において、「病人史」という独自の領域を提起したのだから、先行研究としてとりあげないことがとてもおかしい。

ついで、13頁第2段落冒頭で、いきなり、「これまで、ハンセン病問題について、隔離の状況を是認するか、重要視しないかのどちらかであった」と記載され、これにもとまどう。だれが、なにが、そうだというのか、この二分された動向しかなかったのか、よくわからない、おかしい記述である。

ついで、14頁第4段落冒頭で、唐突に、「自省なき批判が端的にあらわれたのが、二〇〇三年の熊本県黒川温泉でのホテルの宿泊拒否事件である」と記された。ハンセン病をめぐる動向で問題なのは、是認か重要視しないかの2つしかなかったことなのか、批判はあってもそこに「自省」がないことなのか、よくわからない、おかしい記述である。

しかもこの「宿泊拒否事件」のとらえ方にも疑義がある。ホテルに「厳しい批判が集中した」「皆がホテルを批判したが、ホテルの姿は、昨日の私たちの姿そのものではなかった

のか。ホテルを断罪して、あたかも差別と闘っているかのごとくに感じて満足するのは、自分の責任への自覚がないという点でホテル側と何も変わらない」という。だから、「自省なき批判」ということ、この事件を自省の機会とすることに異議はないが、しかし、この事件で露呈されたのは、「皆が」ホテルに対して「自省なき批判」を投げつけたというよりも、多くのいわゆる差別文書などが、菊池恵楓園自治会に届けられたことではなかったのか。自治会攻撃もホテル非難もどちらも「自省なき批判」だというのは、あるいは、自治会攻撃という差別ばかりがとりあげられ、その影にホテル非難にあらわれた「自省なき批判」が隠れてしまったと強調したいのかもしれないが、それにしても、「動向」をとらえるにあたっての不備は否めない。

† わたしには不備とみえる記述の仕方より

りも、著者にとって重要な点は、「自省なき批判」した「皆」のようすのようだ。著者はそれを、「誰もが正義派になっている」といい、それが可能なのは、「結局責任のすべてを「国」のせいにしてしているため」だからとみる (p.14)。「しかし、国が隔離政策をなしえたのは、国民の支持、容認があったからでもある」が著者の提示する論点で、戦争責任をめぐる「民衆」のその議論を参照しながら、「ハンセン病の問題も、隔離を推進した光田健輔らの誤謬や衛生政策として権力側の強い意向があつてすすめられた一方で、その構造を受け入れ、隔離に加担し、同調した大多数の国民あつてこそ実現したのである」(p.15) ととなえる(さて、「実現したのである」というとき、なにが、でしょうか。「ハンセン病の問題」でしょうか)——「患者を地域で直接差別し、隔離政策を支持したのは国民なのである」「患者を排斥する常識を疑うことなく、隔離に加担した〔国民の〕責任は否定できない」「しかも、その「国民」というのは抽象的な存在ではなく、自分自身である」とものべる。

さきに、三宅一志の著書をめぐる本書でのとりあげ方について指摘した点が、ここにつながる。三宅の著書の書名に明瞭にあらわれているとおり、「差別者のボク」を問うことが彼のうったえだった。それとさきに引用した本書著者の主張は一致している。だから、な

ぜきちんと三宅の著書を明示しないのか、そこでの議論を先行事例としてあげないのか、との疑義をわたしは示したのだ。

また著者は、「患者が〔国を？隔離政策を？〕批判するのは当事者だから当然である。しかし、患者でもない者が、なぜ、被害者自身であるかのように「国」を断罪できるのだろうか」といった疑問もみせている。「被害者自身であるかのように」というところをひとまず避けておくと、「国」を断罪する研究者の急先鋒が、『日本ファシズムと医療』『「いのち」の近代史』の著者である。すでにみたとおり、両著は本書著者によって、「画期的な研究」「研究水準の高い著作」との評価があたえられていた。それほどに評価される研究と、その研究に附随する、または、その研究と連動する社会活動とを切り離さずにあらためて評価すると、それはどうなるのだろうか。両著の著者には「自省」があるから、あるいは彼は「自己批判を重ね」(p.16) ているから、よいというのだろうか。わたしの読書は、そうした理解にはつながらなかった。

本書著者がいうとおり、「国」を悪者とするのは、それが、安全でありかつ自己満足になるからだろう」というようすが、あるかもしれないとはわたしもおもう。もしかするとあるであろうそれを自己欺瞞とよぶこともさしつかえないだろう。そうした動向を非難することもかまわない。だが、そのことと、本書の議論はどのようにかかわるのか。自己満足や自己欺瞞は徹底してとりのぞかなくてはならない、だから、ハンセン病問題を解明するために、隔離政策をめぐる「管理者側」の人びとをとりあげることとした、そこで、隔離政策に「親和性」のある「管理者側」の「良心」なるものを考えるのである——となると、いつけん、筋が整っているかのように見えるが、まず、本書の議論はそうはなっていない。また、わたしが示してみせたこの筋も、憶測のつみかさなりで論理は整っていない。

みずからは安全な場所に地歩を定めながら、そこからいわば遠巻きに国を批判して気持ちよくなっている「自省なき批判」者たちに筆誅をというかのごとき本書著者の意気込みは、理解できる(賛同するかどうかではなく、そうした意思がこの世にあるということ)。しかし、くりかえせば、その意気と本書の議論は重なってはいないのだ。ぜんぜん別箇の

もの。それが1つの書籍とともに記されているから、読みづらいのだ。

† 序章最終節は「用語の問題」と題された

のだが、最初の1段落11行は前節の最後におくべき内容となっている。

以上のように、ハンセン病をめぐる、「隔離政策が悪い」「国が悪い」という単純化が行われ、かえって、隔離政策の課題が隠れて、責任が霧散している。本書は、微温的ないし隔離政策の擁護と誤解されかねない論旨を含んでいるかもしれないが、隔離政策への新たな批判の方法であり、むしろ最もラジカルな隔離政策批判だと考える。なぜなら、すでに述べたように、国民の支持のもとで隔離政策が推進されたのであり、権力から比較的遠い場で隔離を支持した者の行動や心情を、その者自身の立場から追っていくことが、隔離政策の実態を明らかにすることになると考えるからである。

——これまた没論理の記述である。この段落は、わたしが本書を読んでいちばん驚いた箇所だった。わたしには、どこが「新たな批判の方法」なのか、なぜ「最もラジカルな隔離政策批判」といえるのか、まったく、わからなかった。文章の筋をおってみよう。国家を糾弾する議論が横行すると、隔離政策（究明の？）課題がぼやけて、隔離政策をめぐる責任が消える？（問えなくなる）、というのだが、さきに序章2頁で、「大勢はほぼ決着した」と記していたのではないか。まあ、ここでは国民にも隔離政策を推進した、またはそれに反対しなかった、1996年まで改廃できなかった、との責任があるということなのだろう。

「微温的ないし隔離政策の擁護と誤解」することは、わたしは、まったく、ない（「微温的」という形容がなににかかるのかわからないが）。少なくとも本書16頁までを読んで、論旨不明解だとおもったが、本書著者が危惧した誤読はしない（この点後述）。「新たな」だの「ラジカル」だのについてはさきにのべた。「なぜなら」とそれらの形容や評価がふさわしいとの理由が説かれるはずだが——①「国民の支持のもとで隔離政策が推進されたのであり」——これはそのとおり。②「権力から比較的遠い場で隔離を支持した者の行動や心情」——本書は「管理者側」をとりあげると示していたはずなのだが、それがここにいう「権

力から比較的遠い」云々というものたちなのか、「権力から比較的遠い」とは、大臣、官僚、政治家、公務員、官吏、吏員ではないものたちということか。③「その者自身の立場から追っていくことが、隔離政策の実態を明らかにすることになると考えるからである」——これはそのかぎりではまちがってはいないだろう。だが、どこに「新たな」、「ラジカルな」といいうところがあるのか、わたしには、まったく、わからなかった。

③にいう「その者自身の立場から」ということが、「新たな」、「ラジカルな」批判の方法ということか。①はよい、②も①でいう国民のなかでも考察の対象をより明確にするということでもよい。ただし、文章は、「新たな」、「ラジカルな」を説明するために、「なぜなら」と始まり、①②③と云々云々して、「隔離政策の実態を明らかにすることになると考えるからである」とうけているようにみえるが、そうではない。③にいう「なると考えるからである」とは、「その者自身の立場から追っていくことが」をうけているのであって、「なぜなら」の結びにはなっていない文なのだ。だから、なぜ、本書の議論が「隔離政策への新たな批判の方法であり、むしろ最もラジカルな隔離政策批判だと考える」その根拠が、本書 16 頁までを、なんどくりかえして読んでも、まったく、わからないのだ。

本書「はじめに」の冒頭第 2 段落で、「本書では、キリスト教が総体として、ハンセン病とどう向き合ったのかを明らかにしようと試みた」と大きく振りかぶってはみたものの、すぐそのあとで、～～は「不可能なので」と萎んでしまったのと同じく、「新たな」、「ラジカルな」とみせたものの、その中身はからっぽだった。もとより、この 2 つの語が本書序章第 5 節にあるからといって、なにか「用語の問題」ではないのだ。

この第 5 節冒頭の第 1 段落ではつづいて、隔離政策が「慈愛の形態」をとったと記される。このかぎりであれば、すでに先行研究の荒井英子がのべたところでもある。

慈愛と錯覚させて〔なにを？。「錯覚」「利用」の目的語がない〕利用した国家の非情を暴くには、非情だと告発する前に、慈愛と錯覚した人たちが何を考え、何をしたのかを把握することが必要であろう。本書はキリスト教に限定しつつ、慈愛としてのハンセン病救済の実情を把握し、隔離政策の奥深さを実証しようとしている。

と、「慈愛」が究明の主眼となって、それによって「隔離政策の奥深さを実証」するとの姿勢がみせられたのだった。ここにいう「慈愛」が、さきにみた「良心」なるものの^{ヴァリエーション}変形なのだろう。本書は、結局は、隔離政策論であって、くりかえしになるが、本書序章冒頭で、従来の研究が「基本的には隔離政策の誤りと非人間性を批判することを目的において」と本書著者自身がまとめたようすの延長となっている。でも、くりかえしになるが、「大勢はほぼ決着したといえる」のではなかったのか。よくわからない。

ともかくも、「隔離政策の奥深さ」が「実証」されているかどうか、これが本書を読むときの重要な観点の1つとなる。もちろん、「奥深さ」がなにかもきちんと説かれなくてはならない。

† 本書の課題は、なんとなくはわかった。

隔離を支え、ときにそれを強力に推進したキリスト者の心情を、そのものたちが残した記録にできるかぎりそくしてたどること。本書の意義（「新たな」「ラジカル」）をどこにもとめたのかも、著者の文章からはわかった。だが、なぜそういえるのかは、まったく、わからなかった。

本書序章には、3か所に「顕彰」の語がみえる。

ハンセン病史研究が、管理者側の視点に立つ顕彰・礼賛型研究から、患者の立場に立った研究に重点が移っている [p.2]

〔人物史の多くは〕いずれも顕彰の視点が明確であり、その人物がいかに困難を克服してハンセン病に取り組んだかが強調されている。 [p.8]

〔森幹郎『足跡は消えても』は〕顕彰的視点が濃厚である。 [p.9-10]

——これらをとおして、本書著者はすでに役割を終えた、避けるべき、のりこえるべき観点として「顕彰」をとらえているようにみえる。顕彰とは、「明らかにあらわれること。明らかにあらわすこと。功績などを世間に知らせ、表彰すること」をいう。功績は「てがら。いさお」、手柄は「うでまえを発揮すること」。

では、つぎの1文をどう読むか——「飯野十造のハンセン病救済に尽力した人生を分析した」(p.i)。これは本書「はじめに」にみえる、本書第2章のもっとも簡明な骨子である。飯野の、尽力した人生。力を尽くしたこと、それは救済をめぐる腕前を發揮したこと、飯野の功績を分析するという、「良心」なるものをおして——さて、このことと「顕彰」とはどう違うのか。これをていねいに説くことが本書著者の力量をあらわすこととなる。そして「良心」なるものの説き方のくふうは、本書全体におよぶはずである。

ここで議論をひきもどして、もう1度、「当人の論理にそって」や「その者自身の立場から」という著者の「方法」をみよう。くりかえせば、これが「隔離政策への新たな批判の方法」とみせられたのだが、本書著書も「研究史上画期をなした文献」と評価した著述において、また本稿でもさきにみたとおり、荒井英子はその著書『ハンセン病とキリスト教』において、「患者と同じ地面に跣足で立つ」とみずからの姿勢をさだめていた。このことになぜか本書著者はふれもしていない。荒井はそこで、そうした姿勢に躊躇したり煩悶したりもしていた。自分は「患者」ではなく、そうなることもない、という「同じ」というようすへのためらいやとまどいで、しかし、だから不可能とってその姿勢をとることを放棄するのではなく、「想像力」と当事者との「対話」を駆使して、その姿勢にちかづこうと身じろいでいたようにみえた。

本書で提示された「方法」はけして真新しくはない。また本書には先行する苦悶も感じられない。さらにいえば、この当事者性や、当事者にとっての、という構えは、すでに、民衆史研究、あるいは民衆思想研究において模索されていた歴史学の方法でもあった。そうした研究分野は、「社会福祉史、特にキリスト教社会福祉史を中心に研究してきた」本書著者の守備範囲ではない、というのであれば、それもよい。

† 「第二章以下の前提として、キリスト教とハンセン病の関係を概観した」と著者みずからが紹介した第1章は、本書最長となる63頁の紙幅を費やした。本論となるはずの第2章から第5章までの各章とくらべると、倍以

上、あるいは倍ちかい頁数の稿である。わたしには、これほどの頁数を使って記す必要のある内容なのか訝しく感じられた。「一 療養所の設置」「二 国公立療養所の医師、看護婦、事務職員としての勤務」「三 療養所へのキリスト教宣教」との3つの節がもうけられ、最終節の最終項「(八) 療養所とは何だったのか」が、第3節をうけただけなのか、第1章全体をうけているのか曖昧でよくわからず、しかもそこで、「患者は戦前は、伝道される存在であった」(p.76)、「いずれにせよ、全体としては、隔離政策を前提としての活動であったことは否定できないであろう」(p.77)と概括されてしまえば、療養所に生きた療養者たちがキリスト教伝道やそれをおとした「救済」をめぐる客体としてだけとらえられ、また、予防法体制におけるあたりまえのことを指摘しただけにみえてしまえば、なおのこと本章の意義がわからなくなってしまう(しかも、引用した第2文は主語不明、活動の身不明と曖昧にすぎる)。

本章冒頭で、

本章では、ハンセン病救済運動に触れる前提として、キリスト教とハンセン病に関する主要な動きを概観しておく。第二章以降で述べていく動きは、本章で述べる動向を背景として生まれたものであるので、事実関係やその事実から浮かぶ検討課題を把握しておく必要があると思われる。

というも、読者にとって「必要」な記述だったのか。「概観」を紹介したり要約したりしても意味がないので、ここでは、著者によって示された(正確には先行する文献から著者が抜きだした)「事実関係」のいくつかと、それをふまえた言述をいくつかつまみあげて吟味しよう。

熊本の待労院についての記述。

第一次世界大戦の影響によって寄付金が減少したり、建物に白蟻が発生したりするなどの困難が生じていた。／隔離を主眼とするなら、ハンセン病患者以外の人を対象とした施設を隣接して設置すべきではなからう。これが施設内でも問題視されてはいたが、ただちに切り離すことにもならなかった。場所も市の中心とさほど離れておらず、隔離型

の施設ではなかった。そのことが、隔離政策が市民にも浸透していくなかで、住民からの拒否感情が高まることになる。[p.25 傍線は引用者による。以下同]

——なにをいおうとしているのかわからない文章のなかで、下線部は、だれの、どこにむけての意見や主張なのだろうか。著者がそう考えたというのであれば、これは隔離容認としないのだろうか。

もう 1 つ同じく待労院について、「待労院では「自治会」が結成される。しかし、院当局公認のものであり、闘争を目指したものではない」(p.26) というのだが、「院当局公認」の「自治会」では評価に値しないということなのか、「自治会」は「闘争を目指」さなくてはならないのか。

回春病院のハンナ・リデルについては、「夏は軽井沢で静養し、東京では帝国ホテルに泊まっていた。上流階級出身でないのなら、なおさら、その贅沢ぶりが問われなければならないであろう」(p.29) というが、「上級階級出身」であればその「贅沢ぶり」は免責されるのか、また、この「贅沢」はリデルの「救済」評価を下げる時の重要な要因となるのか。救済者は質素でなければならないという著者の先入観がうかがえてしまう。

第 1 章第 1 節第 5 項で、「キリスト教系療養所と隔離政策」を議論するとき、「カトリック系の外国人はおおむね」「隔離政策の是非に関心がな」と指摘し、「外国人が内政に関与しないようにするのは当然ではある」(p.40) と、曖昧な記述が多い本書のなかでめずらしくいいきっているが、さて、外国人内政不関与が当然とする見解は妥当なのか、ひろく承認されているのか。わたしはそれが当然とはおもわない。

第 1 章第 1 節「療養所の設置」の末尾につぎの 2 つの文がおかれた。

いずれにせよ、創設者らの動機や活動には良心的な姿勢が感じられるものが多く、実際の展開のうえでもさまざまな困難を乗り越えてのものであった。しかし、隔離政策の拡大ともなあって、そこに飲み込まれることを避けることができなかった。[p.41]

——本書の議論の主眼となる「良心的」の語が記されている。その「良心」なるものが、幾多の困難をのりこえたとみなされるようすによって、確かなものと判定されている。そ

の「良心」なるものも、「隔離政策」のまえでは十全に機能しえなかった、と本書の全体を貫く1つの論がここに提示されている。

† 第1章第2節第1項「国公立療養所とキ

リスト者」では、「隔離を実行する場であり、隔離政策の中心として、批判の対象となっている」療養所をめぐる、「一般に流布されている療養所像」(p.41)が4点示される(なお、ここでは療養所の実態とか事実とかいわずに、「像」とみせている)。その要点は、「管理的な対応」「低劣な生活水準」「人権の否定」「隔離的性格」。おおむねこれらは「療養所像」として、また、療養所の判定として妥当とおもう。ただし、「隔離」の語につけられた「的」「性格」がわたしにはわからない。隔離施設、とっていい。

これらの「像」をみせたうえで、著者つぎのとおりのおべる。

こうしたなか、あまりの劣悪さに、脱走する者も少なくなく、また組織的な抗議として長島事件などがある。戦後、自治活動の活発化で待遇改善が図られていくが、それまでは、刑務所よりも低劣な場所といってもよかった。／以上のような療養所像が、近年一般的に語られている。それがすべて適切な把握なのかには検討の余地はある。患者は虐げられてばかりいたのではなく、文化活動などによって、生活の充実を図った。しかし、全体として、隔離政策の遂行にとって療養所が絶対に必要であり、その役割を果たしたことは否定しようがない。[p.42]

——これもよくわからない文章で、「しかし」の接続詞が入ることで、では著者自身はどうとらえているのかがわからない(一般に流通した療養所像がある、それは検討の余地がある、しかしそれは否定しようがない、となるのか)。ここにいう、「療養所が絶対に必要であり」とは、これまた、だれの見解なのか。

「刑務所よりも低劣な場所」という療養所像は、いまま療養所で職員にせよ在園者によせ、その人口に膾炙するときがある。かなり流布した像といってよいのだが、著者はそれをどう考えるのかがよくわからない。どうとらえるのか言及せずにとただこの像をみせるだ

けでは、これがさらに流通する恐れがある。こうした療養所像にかかわって造形される療養者像はどうなるのだろうか。「刑務所よりも低劣な場所」に生きた人びとは、なにもできない、なにもしない、死を生きるにひとしい生活をおくった、という療養者像がひろがるかもしれないことを、わたしは危惧する。

さて、第1章第2節では、そうした「像」によって語られる療養所に勤務した医師たちが概観されるのだが、「医師として、療養所に勤務する者にはキリスト者が多かった」(p.43)と記されても、それはまったく実証されてはいない。根拠、史料は1つも示されていない(キリスト者医師の活動が記されているが)。「医師以下の職員にキリスト者が多かった」(p.55)という指摘も、個々の療養所の記録が提示されているわけではない。

ここでは、小川正子など「女性医師」を概観したうえで、
隔離政策は、強権を振りかざして行われたのではなく、むしろ慈愛として行われた。映画『小島の春』で描かれているのはまさに、慈愛あふれる女性医師の患者への献身的姿勢である。強権による抑圧だけでは必ず、それへの抵抗があらわれる。隔離が成功したのは、慈愛を全面に出すのに成功したからであろう。それには女性が必要であった。
[p.50]

という。確かに、小川や貞明皇太后の役割は重要だった。だが、隔離する現場や、隔離された療養所にどれだけ女性がいたのか、彼女たちがなにをしてきたのかが説かれなければならないはずだが、概観ゆえか、そこまでの議論はない。ひとりでもふたりでも、女性がいれば、そこに「慈愛あふれる〔中略〕献身的姿勢」があらわれ、「隔離が成功した」となるのだろうか。

また、「強権」と「慈愛」とを対照して、いわば、前者を0、後者を100とした機能がみせられているが、これは適切な見解なのか。力づくで療養所に拘引する剥きだしの強権による隔離ばかりではないことはそうだ。1909年施行の法律第11号のもとでも、療養所にみずからを隔離した、あるいは家族によって隔離を促されたものたちがいたことが、そのことを確かなものとしてあらわしている。ならば、わたしたちは、「強権」と「慈愛」との

いわば密通を説かなければならない。

すでに別稿（前掲阿部安成「病むからだ、信ずるころ」）にも記したことをくりかえすと、映画『小島の春』（1940年）では、まず、隔離のための病者探査が、医師、巡査、衛生委員、村長の4人組でおこなわれると映しだされている。医師である小山先生は、映像のなかに登場するいくにんもの女性のなかでただひとり洋装である。帽子をかぶり、靴を履き、おそらくストッキングも身につけ、時計もまとった異質な、それは高貴であり崇高ともいえる姿であらわれている。この映画の1つの盛り上がり場面となる、病者自身への隔離の説得では、言葉を発してそれを説く役割は村長という権力に附随している。陽のあたる場にいる小山先生は、まるでスポットライトに照らされた舞台女優のようであり、その姿は神々しくも映しだされている。聖なる医師は無口なままに、病者を見つめるだけ。隔離をうけいれ、みずからを療養所に放った男が乗る船の甲板で、聖母は男に自分のコートをかける。

映画『小島の春』の世界では、強権は慈愛と結託して巧妙に振る舞う。

† ここでは第1章の検討の最後に、個別事例としては大島青松園のキリスト者をめぐってと、「国公立療養所での働きの意味」（第1章第2節第6項）から国公立療養所に勤務したキリスト者についてとを検討しよう。

第1章第3節第2項「超教派・単立教会」で、大島青松園がとりあげられる。エリクソン宣教師の「役割が大きかった」こと、伝道する職員（なお、ここで宮内岩太郎を「大島療養所の事務長」とし、51頁では「書記長」としている）、療養者三宅官之治の「存在が大きかったことが示され、「キリスト者の三宅の入所は警戒され、三宅に対して、職員も患者も好意的ではなかった」（p.61）と記される。だがこれは、本書著者も参照した土谷勉『癩院創世』（木村武彦、1949年）の記述とは大きく異なる⁷。本書著者が記した、職員

⁷ この『癩院創世』については、阿部安成「物語を解く—国立療養所大島青松園で結ばれたキリスト教霊交会の歴史記述」（『国立ハンセン病資料館研究紀要』第4号、2013年3月）を参照。また本書著者が示していない文献に笠居誠一ほか編集委員『霊交会 創立五十周年記念誌』（大島青松園霊交会、1964年）がある。それについては、阿部安成「選集を

と患者が三宅には「好意的ではなかった」という遇し方については、その典拠が示されていない。著者が参照したはずの『癩院創世』には、「三宅さんはえゝ人じやが、キリスト教が好かん」との、いまも大島のいくにんかの在園者の口にのぼる三宅評が、同書に記されていたのである。著者は、大島のようすを見誤り、それを判断するテキストの書誌情報もさきに記したとおりに誤っていた。

つぎに、国公立療養所に勤務したキリスト者についての著者の見解をみよう。著者はこのキリスト者のようすを4点にわたってのべる。(1)「患者救済への強い使命感」、(2)療養所でのキリスト教伝道の「熱心」さ、(3)「隔離政策への絶対的な支持」、(4)「光田健輔への絶対的信頼」——これもとてもおおまかな議論で、国公立療養所のすべてにわたって探査し、実証した結果ではない。第1章第2節第6項の冒頭は、「これら療養所のキリスト者に共通することは」と始まっているのだから、「これら」とは先行する項で議論された「看護婦」「事務職員」「女性医師」「男性医師」を指しているはずである。そのすべてにさきの4点が共通するとはおもえないし、しかも、くりかえせばそれは実証されていないのだ。著者はこのキリスト者について、つぎのようにものべる。

彼らは、患者を嫌悪し、社会からの排斥を願い、もって日本軍国主義が隆盛をきわめることを願って、療養所を支えたのであろうか。藤野豊の一連の研究では、一貫して療養所の医師を激しく非難している。その矛先に、ここで紹介したキリスト者が含まれているのは明らかである。／しかし、彼らは個々人としては、よきキリスト者であった。多くのキリスト者が中産階級の生活に甘んじていた時代、彼らも中産階級の出身ではあったがそれをよしとしなかった。安易な生き方から脱却し、隣人愛に生きようとしたとき、具体的な場として、ハンセン病療養所が存在した。苦勞すればするほど、当初の目的に合致するので、苦勞によって挫折することはなかった。／彼らを選んだ場所が孤児院であったり労働組合であったりすれば、今日の批判を受けることはなかったであろう。ところが、療養所は表向きの慈愛の場とは異なり、国策を貫徹する場であった。慈愛の精

解く－国立療養所大島青松園で結ばれたキリスト教霊交会の歴史記述(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.187、2013年3月)を参照。

神で活動すればするほど、国策にはまっていってしまうという構造に気づくことなく、職務に精励したのである。〔p.54〕

——ここにいう「彼ら」もこの項冒頭に記された「これら療養所のキリスト者」のほずで、それが「看護婦」などなどであることはすでにみた。療養所に勤務したキリスト者の女も男も、だれもが「中産階級の出身」だとどうしてわかったのか。いや、「彼ら」とは男だけなのか。そうであっても、キリスト者の男たちの出身をどのように知ったのか。「看護婦」について著者は、「その多くは、医師と異なりまったく無名であるため、一人ひとりについて動機〔なにの?〕や思想を探ることは困難である」(p.52)とみていた。しかし出身についてはわかったのだろうか。

出身についても典拠不明、さらに、キリスト者たちが「中産階級の出身ではあったがそれをよしとしなかった」ということ、「安易な生き方から脱却し」たこと、「隣人愛に生きようとした」こと、これらいずれもが実証されていない。そうとらえうる典拠も示されていない。推測、もっといえは夢想がつみかさねられたうえで、「苦勞すればするほど、当初の目的に合致するので、苦勞によって挫折することはなかった」とは、さきにもあった、苦難を経ることで、「良心」なるものが実証されたとする願望と同じ展開となっている。こうした筋書きは実証をふまえた論述ではない。

さて、この項の末尾にはさきに引用したとおり、「慈愛の精神で活動すればするほど、国策にはまっていってしまうという構造に気づくことなく、職務に精励した」と記されている。これは、荒井英子の『ハンセン病とキリスト教』でも展開された議論なのだ。

同書で荒井は、これまであまり明らかにされてこなかったキリスト教系学校における療養所への寄附活動などをとりあげ、長島愛生園の十坪住宅をめぐって、「十坪住宅が増えれば増えるほどその生活は悲惨さを極めた」ので、「愛と善意」による女学生たちの献金も「八紘一宇の聖業翼賛」以外の何物でもなかった」ととても厳しく糾弾していた。両著に、よく似た記述がみえる。

現象をそのようにみたのであれば、ではその「構造」とはなにかを探究することが、研

究という作業だったはずだ。荒井にそくしていえば、彼女がつかんだ事象からあらためて「八紘一字の聖業翼賛」を問うこととなるはずなのだ。

† 本書全体のおよそ3分の1のところとなる83頁めで、ようやく「中心課題」を読むこととなる。第2章「飯野十造のハンセン病救済の行動と思想」は、本書第1章から第5章までのなかでもっとも少ない27頁分の記述となる。ここでもまたおかしな構成がとられていて、第2章第1節「ハンセン病救済運動とキリスト者」は、第2章にとどまらず、第3章から第5章までにもかかわるいわば梗概となっている。それは序章でしておくべき提示だとおもう。

この第2章第1節で著者は、

本書では、ハンセン病対策の展開のなかで、ハンセン病救済をライフワークもしくは主要な活動課題と認識して、長期間にわたって献身的にかかわった人物を取り上げていく。彼らは、隔離政策を疑わず、隔離政策への協力に尽力し、光田健輔への尊敬も疑わなかった。今日からみれば、隔離に加担した民間人という位置づけになるのかもしれないが、彼らの患者への嫌悪をよりどころにして活動したわけではない。むしろ、患者の生活を心配し、援助することを望んでいた。彼らを批判する前に、まず彼らは何を考え、何をしたのかを把握しておくことが必要であろう。[p.84]

とうったえた。これが、著者の基本姿勢である。まず、隔離に加担した否かが、「患者」を「嫌悪」したかどうかで不問となったり相殺されたりするわけでもないだろうに、どうも議論がおかしい。

第2章は、第3章以降もみわたした梗概となる第1節に始まって、第2節「飯野十造の生涯」、第3節「飯野のハンセン病救済運動」、第4節「満洲」での運動と皇族への思慕、第5節「飯野の思想」とつづく。これについても、これまでと同様に、なにを明らかにしたか、よりも、どのように議論したのか、についてみてゆこう。

まず第2章第2節冒頭で、飯野を「静岡県という一地域では、愛の行為をした人物とし

での評価がなされていると一応言えるかもしれない」と記される (p.86)。評価がなされている、ではなく、それに、一応、言える、かもしれない、といくつもの語がつくことで、とても曖昧な、気弱な、自信なさそうな記述になっている。

愛の行為をした人物飯野という評価があるとの根拠はなにか——提示された文献は、『静岡県医療衛生史』『静岡県昭和人物誌』『静岡県歴史人物事典』『静岡県社会福祉の歩み』の4冊。出典頁は記されているが、それらの事典類に飯野についてどう記されているかが示されていないため、本書読者はそれら4冊を手にとらなくては、本書の記述の確からしさを判定できない。これはおかしい。「愛の行為をした人物」というなかなかお目にかかれないう形容がだれによるのか、これではわからない。同様に、「感情的で私の強い人間を想像してしまうが、そうではない。温厚で温情にあふれる人物であった」(p.89)という記述もそう。典拠が示されず、そうした評が妥当かどうか、読者にはわからない。

第2章で記される、「飯野は単に、隔離収容に力をいれたのではなく、個々の患者の生活全般にも気を配る姿勢を持ち続けたのである」(p.93)、「飯野は隔離を推進すべきとして行動してはいたが、それは官憲を駆使するような強圧的な方法ではなく、患者への同情心によって穏健に遂行しなければならないと考えていた」(p.94)という記述も同様である。

さらにつぎの文章もそう。

飯野には、日本の侵略への加担といった意識はなかった。客観的には、侵略を前提としての行動である。しかし、飯野はそこにひとりでも患者がいる限り、行かなければならないという使命感につき動かされて行動しているだけなのである。確かに飯野には「満洲」侵略に何の問題意識もない。しかしそれは、侵略主義者であったとか、中国人を蔑視していたとか、国家への肯定とかいうより、飯野のあまりに狭い社会理解によるものであった。飯野は自分の知る範囲の課題に熱中し、その背景や構造を思考するゆとりが欠けていた。飯野は、「満洲」にも患者がいるであろうことを想像したとき、黙視できなくなった。それが無謀ともいえる「満洲」行きを促したのである。[p.101]

——こうした指摘の根拠は示されていない。これは実証されてはいない。ここにみえる「使

使命感」の語が、第5節「飯野の思想」でもくりかえされる。「それだけなら、当時の一般的な救癩観であろうが、飯野はそれ〔「放置されている患者を一刻も早く療養所に収容すること」〕を自分の使命と考えた」(p.103)、「強烈な使命感である」(p.104)とくりかえされながら、彼の「使命感」が確認されて、無癩県運動を担ったことを薄めてゆくようにみえる。著者があげた史料を読むと、その1つひとつが、飯野が静岡県で無癩県運動をすすめていったと、わたしなら理解する。

「愛の行為をした人物」飯野について著者は、

その「愛」の根拠や内容が説明されることはない。説くものではなく、実践するものであった。個人的にはこれほど善意だけで固まった人物は希有であろう。飯野の善人ぶりは、教会堂の建築にあたって、多額の費用を事実上騙し取られるなど、随所に現れている。「愛」は患者にも求められるので、長島事件においては、患者を非難することになっていく。〔p.105-106〕

——著者は無自覚なのだろうが、この引用部分の記述を「顕彰」という。

先行する研究者の荒井を参照して、

荒井(一九九六)はハンセン病へのキリスト教の態度として、「信仰と人権の二元論」を批判する。しかし、飯野はむしろ強烈な人権意識と使命感をもっていた。日本基督教会をはじめ、神学が優先して実践をとまなわなないケースもあったが、飯野は逆であった。人権意識が優れていればそれでよかったのかもしれないが、神学を欠いたため、人権意識は政府の宣伝に乗せられる結果にしかならなかった。〔p.107〕

——これまた曖昧な文章なので、著者の意にそって補うと、「人権意識が優れていれば」とは、現実には優れていない飯野の人権意識がもっと優れていれば、ということではなく、飯野は人権意識が優れているのだから、それだけでよかったのに、ということだろう。それだけでよかったはずなのに、くわえて神学を欠いていたから、彼の人権意識は政府に寄り添うこととなってしまった、といたいのかかもしれないが、そう主張するために荒井を参照してもそれは的是はずれなのだ。これまたすでに別稿に書いたところをくりかえすと、

荒井の「信仰と人権の二元論」とは、救癩にかかわるキリスト者は信仰と人権意識とがずれてしまった、という批判だったのだ。著者はまた、「飯野の場合は、信仰と国家は一体化しているのである」(p.106) ともとらえていた。ならば、国家との一体化とは病者の人権を無視した隔離政策の強行となるので、荒井ならば、飯野もまさに「信仰と人権の二元論」の体现者となる。著者は荒井の論述を読み誤ったのだ。

もっとも、荒井が、自分が生きる現在の人権意識や「人権」なるものを過去に溯らせて、予防法体制を批判した言述とくらべると、本書著者はあまり人権を議論しない。本書では、「良心」と「愛」とが主眼なのだ。忖度すれば、人権には時代性や社会性がつきまとうが、「良心」と「愛」は不変 - 普遍ということなのだろう。

† 第6節「飯野の評価について」が第2章

のまとめとなる。冒頭の文章を引用しよう。

飯野の生涯は何だったのであろうか。ハンセン病患者への差別心を発露すべく、患者の排除にのりだしたのであろうか。もちろん、そんなことではない。／飯野が純粋な信仰に生きたことは間違いない。飯野の書くもの、行動すべてに、そのすぐれた信仰が感じられる。[p.107]

——これまでと同様に、この引用部分は、とりわけ傍点の箇所は、どれも実証されていない。仮にきちんと史料（これは文字でも造物でも聞き取りでもよいが）にもとづいてこれらが実証されたとしても、こうした記述を「顕彰」という。

ではなぜ、飯野の「宗教的良心」(p.87) が「隔離に加担した」(p.84) と評価される（著者の意をくむと）恐れがあるのだろうか。

そのまえに、おかしい文を2つ、テキストの扱いがあやふやなところを1つあげておこう——おかしい文：「飯野はかなり強烈な使命感によって、「満洲」の「救癩」を考えたことである」(p.100)、「飯野は、権力に対して、むしろ反抗的な態度である」(p.101)。あやふや：「飯野自身の記述である以上、単純な事実関係については飯野の誠実さからいって

信頼性は高い」(p.100) / 「著者の内田は当初九州 MTL に関与した当事者であり、客観性に欠ける」(第 3 章 p.111) = 一方は自分自身の記述だから信頼し、一方は当事者の記述だから客観性に欠けるといふ。もちろん根拠があればそうした判定もかまわないが、それは示されていない。

さきの問いはこうもいいかえられる——なぜ「良心」が隔離に反対しなかったのか。

第 2 章には「体制」の語がよく登場する——「飯野は、決して体制に従順な人物ではない。むしろ、体制の腐敗をかき取り、反発する人物である」(p.108) というぐあいだ。だがここにいう「体制」の語は、著者固有の使用法がこめられているように見える。「たとえば、「満洲」での活動は、ハンセン病に取り組まない状況が、「体制」であり、飯野はそういう「体制」に抗議して、救済運動を推進するのである」(同前)、「飯野からみれば不幸で気の毒な」「患者を放置している現状こそ、戦うべき「体制」であった」(同前)、というとき、この「体制」とは不備や保守、守旧、あるいはもっといえば怠惰、怠慢、べつにいうと、政策実施の跛行、ということではないか。

不幸か気の毒かはともかく、隔離を主軸に展開する予防体制があり、しかしそれが進展せずに療養所外に病者が「放置」されているとき、飯野はそれを座視することができず、「救済運動を推進した」といふ。「救済運動」とは予防体制では隔離推進のはずだ。だからすぐに著者はつぎの 1 文をおく——「飯野を、隔離政策の先兵のようにみるのは、客観的な判断としては一定の妥当性があることは否定できないが、飯野の主観からすれば、全く異なるであろう」(p.108)。こうした論法ならば、光田もその主観からすれば隔離政策の大元帥ではなくなる (いや光田ははっきりと自覚して隔離をとらえたのだった)。

しかし著者は、「光田健輔という存在も、飯野からみればハンセン病を放置する「体制」に孤軍奮闘して戦う反権力の戦士であったのではないだろうか。そして、皇族はそうした反体制運動の支援者として理解された」と、もちろん、推測する。「飯野からみれば」との制限つきながらも、光田を「反権力の戦士」と記した文は、本書にのみあるにちがいない。讃えるならば、国策を主導、慈悲の救癩、というところだろうから。

ただし著者は、「飯野は最大の隔離主義者になってしまった」(p.109)ともいう。本人の「自覚」とはべつに、しかも彼は「愛の行為をした人物」なのに、なぜ、「現象としては、政策の流れの補完的な存在」となってしまったのか——「飯野のもっとも活動的な時期と、隔離政策が協力に推進される時期が、見事に重なってしまった」からというのだ。「「癩予防ニ関スル件」の制定以前に活躍したのなら、もっと違った展開がありえたのかもしれない」「一九六〇年代以降にあらわれたのなら、患者運動の最もよき理解者になったかもしれない」とも追記するのだから、時代が悪い、ということなのだ。

光田を「反権力の戦士」とみて、皇室を「反体制運動の支援者」とみた、と著者によってあらわされた飯野は、著者にとっては、どうしても反「体制」のひとでなくてはならないようだ。ここで、さきにみた、著者が自身の議論を「最もラジカルな隔離政策批判」とその意義を認めた論理が、少し、わかった気がした。先行研究では、飯野が「無癩県運動の推進者となったことを厳しく批判している」(p.87)。だがそれは彼を客観視したときの判断であって、(著者にとっては)彼自身にそくしてみれば、彼は「「体制」に抗議」する、いわば反「体制」の行動と思想のキリスト者なのだ。予防体制での隔離推進者がじつはその体制に抗議した反体制に位置づけられるのだから、これこそ「最もラジカルな隔離体制批判」となるのだ、ということなのか。体制内反体制者をみつけたがゆえに、これこそ「最もラジカルな隔離体制批判」ということだ(著者にとっては)。

だが、くりかえしのべたとおり、本書は実証に欠けたり、それがとても薄かったりする、危うい議論が横行している。また、療養所に生きる療養者自身が隔離をうけいれ、その仕組みを内面化し、その徹底を願ったばあいがある。そこをとらえて隔離の機構を解明することが、わたしたちの仕事ではないか。少なくともわたしはそうおもう。

† 第3章では、「キリスト教ハンセン病救済の特質をよく示している」という「九州 MTL を軸にした動きを検討する」という。ここでの議論もわかりづらい。「熊本はハンセン病問題において、特異な地域である」(p.110)、

「ハンセン病をめぐる、他府県とは異なる状況」(p.111)とその特異性がくりかえされる。それはたとえば、加藤清正伝説の場である本妙寺があること、その周辺での病者集住が回春病院と待労院の開設となったこと、「さらに」と、九州療養所の設置、「戦後は、ハンセン病をめぐるさまざまな問題が熊本を舞台に繰り返される」と列挙されたそれらは、龍田寮事件、菊池事件、ハンセン病国家賠償請求訴訟判決、それにかかわる菊池恵楓園園長発言、温泉宿泊拒否事件だという。つづく文章が、「こうしたハンセン病をめぐる、他府県とは異なる状況のなかで、九州 MTL が結成されていく」である。その結成は 1934 年のこと。戦後というのはもちろん第二次世界大戦後のこと。2000 年代の熊本での出来事も列挙されながら、なぜそれらを「こうした」とうけて、それらがあつた「状況のなかで」、1934 年の出来事である「九州 MTL が結成されていく」と記せるのかが、まったく、わからない。

本章では、「主要史料として「九州 MTL 記録」を用いる」という。その史料は、「九州 MTL の議事録などを綴じている第一級の史料」とのこと。しかしそれについては、「江藤安純が保管していたものを、複写を許可していただいたものである」と記されているていどで、(江藤は九州 MTL の「当事者」「会員」)、その史料目録も示されず、なにがあるのか、どういった史料なのか、その全貌も詳細もわからない。江藤当人と本書著者以外には閲覧できない史料のようにみえる。そうした史料を活用しえて遂げられた「九州 MTL の結成」(第 3 章第 2 節表題)と「九州 MTL の活動」(第 3 章第 3 節の表題)の執筆は、まさに著者の独擅場となった。

第 3 章第 4 節の表題が「本妙寺事件と九州 MTL」、同第 5 節のそれが「龍田寮事件での行動と責任」で、本章副題が、べつにいえば本章の要諦がここに記されることとなる。

九州 MTL が本妙寺周辺で活動をおこなう。それが、

九州 MTL の活動との関連で最大の事件であり、また戦前の活動の最終的な総括ともなっていくのは、一九四〇年七月九日に行われた本妙寺のハンセン病患者集住地域の撤去である。本妙寺周辺に形成されていた、ハンセン病患者を中心とした地域を警察が急襲し、居住していた患者を強制的に連行して、各地の療養所に収容した事件であり、ハン

セン病史上において、隔離政策の強権的性格を示す出来事として語られてる。[p.123]とまとめられた。ただし、この「事件」についてはすでに「全容が明らかにされ」ているので、「九州 MTL 関係者の動きや、その歴史的意味について考えていく」と議論が限定されている（なお、「地域の撤去」「草津湯之沢も撤去」という語法がおかしい）。

九州 MTL がそこで活動することで、「患者のなかには、潮谷らに、共同浴場を設置すること、新しい療養所を本妙寺周辺につくること、診療機関を設けること、療養所入所を希望する者の入所の世話といった要望を出してくる」（p.125。この文の主語は「患者のなかには」、述語は「要望を出してくる」となるとすると、文がおかしい）と、「九州 MTL は患者の要望について必ずしも否定的ではなかったが、九州療養所長の宮崎松記は反対」、宮崎は「患者の療養所への入所を〔中略〕拒否した」。これについて著者は、

しかしながら、国民の健康を守るために隔離が必要だというなら、そういう患者こそ受け入れて、一般の住民と交わらないように尽力すべきであろう。感染の恐怖を宣伝しつつ、入所を拒否する宮崎の姿勢は、隔離主義のご都合主義を示すものである。[p.125]と論評した。「受け入れ」るようにせよ、「交わらないように」せよ、とは、だれにむけて、なにをせよと、どういう立場で述べたのか。ここには、さきに第1章でみた待労院の記述をめぐるようすと同じことがあらわれている（本稿 p.27）。そこでわたしは、隔離容認ではないか、と記した。上記引用部分下線部は、隔離推進ではないか。これが「当人の論理にそって検証していく」「最もラジカルな隔離政策批判」ということなのか。隔離政策に忠実な、それを地域で推進する当人の論理にのっとして、なぜ政策の僕として隔離を徹底して遂行しなかったのかとつめよっても、それは著者のいうとおり確かに「隔離主義のご都合主義」を指摘してはいても、隔離という思想、制度、感覚、慣行をめぐる仕組みを問うたり、ひいてはそれを無化することにはつながらない。現象があらわれるその場その場のつじつまあわせをもとめているにすぎない。

著者のいうところの「本妙寺事件」にいたる九州 MTL の「活動」を著者はどうまとめたか。

自分ばかりか、子への感染の可能性を心配しつつ、あえて患者のなかにとびこんだ情熱は評価すべきなのかもしれない。また、日頃患者に接するなかで生じた恐怖心について、隔離が叫ばれている状況も含めて考えれば、非難することはできない。しかし、感染への素朴な恐怖心をもっている以上、感染しやすいことを前提とした判断、行動になった可能性が大きい。つまり、感染源としての危険性、地域の道德問題、そこに戦時体制が加わって、潮谷をして、撤去への肯定を産み出した。そこへ、^{ママ}宮崎、光田といった隔離主義者との共同で行ったのであるから、隔離政策の枠内の活動にとどまっていくことは避けられなかった。[p.128-129]

——いまでも厚生労働省は、ハンセン病の理解をめぐる「正し」さを「啓発」の1つの核においている⁸。こうした嚮導に対してわたしは、なにが「正し」いかにくわえて、その「正し」さなるものが、どう活かされたか否かを、どう機能したのかしなかったのか、を明らかにする必要があると感じている。本書著書も参照した前掲荒井英子『ハンセン病とキリスト教』において、また、本書著書もみたはずの映画『小島の春』のなかでも、癩そしてハンセン病の伝染力の弱さが、20世紀初頭には、また、「本妙寺事件」が発生した1940年には、知らされていたのだった。荒井が参照した史料は、荒井の同書刊行後には、本書著者も参照しているはずの、藤野豊編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編第1巻（不二出版、2002年）でみられるようになった。「非難」はできない、「避けられなかった」と本書著者としてはめずらしく断言し、あわせて、九州 MTL を担った人びとの「情熱は評価すべきなのかもしれない」といづらか弱気に判断をのべる著者は、その評価をどういった「正し」い理解をめぐる知において下したのか。溯れば、九州 MTL にかかわった人びともどういった「正し」い知に生きていたのか、それを問わなければならないはずだ。

† つぎは1954年に始まるという「龍田寮事件」。これは「感染していない患者の子を養育する施設」（わたしだったら、病者の子で、

⁸ 「ハンセン病の向こう側」（厚生労働省、2012年）。

発症していない児童、と書く)に暮らす子どもたちが、一般の、通常の小学校へ通学することをめぐる出来事である。本書著者はそれを、「今日から見ればこの事件は、戦後日本の最低最悪の人権侵害事件といって過言ではない」(p.129)と指摘した。この出来事に九州 MTL は「通学賛成の立場で動」き、しかもその「主要メンバーの江藤安純と潮谷総一郎が、単なる支援者ではなく、渦中の当事者として、この事件に直接かかわらざるをえなくな」ったという (p.130)。その活動は総じて、「江藤や潮谷が事件の経過のなかで、基本的にはきわめて良心的に行動したことは確かである」と著者によって評価される。評価点は、「良心的」ということだ。「患者も江藤の行動を評価した」という (p.133)。

だが、と議論がすすめられ、通学「反対派がここまで、意固地に対応したのかを考えたとき、九州 MTL の責任も、また指摘せざるをえない」との姿勢をとって、「推測」を展開する。

戦後の人権意識の高まりが歪んだ形であらわれたこと、集団心理が働いたこと、PTA 会長が県議会議員だったことによる政治的思惑、戦時下に強められた日本的な相互監視システムが悪用され、無関心派やどうでもいいと思っている人まで反対派に組み込まれたこと等さまざまな要因があろう。同じ黒髪校区でも中学校では龍田寮から何の問題もなく通学していたことからすれば、ハンセン病への嫌悪感や感染の恐怖だけで、事件が起きたとは考えにくい。しかし、感染への恐怖が原因の一つとして作用していたことは確実であろう。[p.133-134]

という。ここで中学校を対照する重要な観点が提示されているものの、「推測」とみずからいうだけあって、「さまざまな要因」のどれも、また、「感染への恐怖が原因の一つ」というそれも、まったく、実証されていない。

「感染への恐怖」については、こうも記される——その要因に「やはり熊本の特性があったことは否定できない。他の地域と異なり、本妙寺の患者を目撃する機会が多く、その姿からハンセン病への嫌悪は観念ではなく切実であっただろう。菊池恵楓園は他の療養所と違って比較的市街地に近く、それだけ噂なども流れやすかったと思われる」(p.134)。

ここでもすでにみた本章冒頭同様に、「熊本の特性」がしいたてられる。ハンセン病にもいろいろな症状がある。本妙寺周辺に集住した「患者」がどういう相貌や症状だったのか、それはきちんと示されていない。また療養所の立地について、本書ではさきに、「大半の療養所は、都市部から遠く離れた場所に立地した。多磨全生園や奄美和光園などは、現在行くと住宅地に隣接していて便利に見えるが、それは戦後、都市の周辺部が開発された結果にすぎない」(p.42) ととらえていた。現在、多磨全生園から最寄の清瀬駅までバスで 10 分ほど、久米川駅だと同じく 20 分ほどの距離である。菊池恵楓園最寄りの電車駅と熊本繁華街の駅とのあいだはおよそ 20 分。この間、バスだともう少し時間がかかる。くりかえせばこれは現在のようすではある。もちろん大島青松園は、瀬戸内海の島にある療養所で、船でしか渡れない場所だが、行き来が絶えてなかったわけではなく、いまの官用船で高松-大島はおよそ 20 分、船が風に乗ると 15 分で着く。菊池恵楓園は、「比較的市街地に近」いのか。

ここでは曖昧な記述と憶測のつきかさねで、「ハンセン病への嫌悪」が「切実」であったこと、その要因が病者の「姿」であることが、確かなことと記録されてしまう。

では、九州 MTL の「責任」とはなにか。それは、その「市民への啓発」によって「ハンセン病はうつる怖い病気との観念が植え付けられた面」、児童が「普通校に通うという当然の権利が確立される」よう十分に努めなかったこと、があげられ、「隔離政策のなかで活動してきた者の論理の限界」が指摘される (p.134)。

ここで本書著者は、ほかの研究者による「良心的」という論点の提示を参照している。藤野豊は宮崎松記について、龍田寮事件に際して良心的に行動しているようにみえつつ、宮崎が隔離主義を主張してきたことが事件の原因になっているとして批判している (藤野二〇〇一:五六八-五七〇)。藤野が批判しているのは宮崎だが、宮崎と連携しつつ活動した九州 MTL についてもそっくりあてはまるといわざるをえない。[p.134-135]

——だが出典として示された当該箇所「良心的」の語はない。その著者は「良心的」の語を記していなかったのだ。

ついで、第3章第5節の総括。

危険を顧みず、全力で子どもの側に立った九州 MTL の活動は、患者以外による運動としては、非常に早い時期の人権擁護運動として評価すべきではあるが、隔離政策という土俵のなかでの運動であることを克服しきれなかったことで、実質的な敗北につながっていったのである。[p.135]

——だれが、なにに敗けたのか。潮谷や江藤らが担った九州 MTL が、「隔離政策」に、ということなのだろう。だがこうした議論では、1996年の「らい予防法」廃止まで厳然と「隔離政策」は放棄されなかったのだから、だれも、なにも、それに勝てなかったこととなる。さらには、法律が廃止されても「隔離政策」を根源とする事態が十全に改善されていないようすがつづけば、これまた、だれも、なにも、それに勝てなかったこととなる。くわえていえば、「隔離政策」が悪かったのだ、ということでもある。もちろん、わたしは「隔離政策」がよかったとか、そうした一面があるとかいいたいのではない。「隔離政策」が悪い、ということであれば、さきに参照したいいわゆる厚生労働省パンフレットをみれば、中学生だってそうした感想を記すにちがいない。

† 第3章第6節「潮谷総一郎と江藤安純」

は、両者の履歴紹介。その概要をここではおわず、彼らふたりをめぐる本書著者の評価をみよう。「両者とも人物としては非常に優れた存在である」(p.138)ということだ。

自分の過ちについて、無かったことにしようとしたり、正当化したり、ひどいときは事実と逆のことを「証言」したりする人間の目だつなか、江藤の高潔な姿勢は、どんなに高く評価してもしすぎることはない。教育者として、あるいはキリスト者としてこれほど高潔な人と、筆者は出会ったことはない。[p.139]

——すでにべつなところでも指摘したとおり、これを「顕彰」という。もちろん、わたしはそうした評価をすることが悪いというのではない。本書著者はつづけて、「潮谷や江藤に比べ、信仰的にも人格的にもはるかに劣った筆者が、二人に対して批判めいたことを述べ

るのには躊躇をかなり感じる」(p.139)と明かす。これが諂いや媚びや阿りでない純粋な謙遜だとしても、それならば研究という業をしない方がよいとおもう。これでは「顕彰」とおりこして、「心酔」(「その人の人柄や業績に心から感服し傾倒すること」)や「信奉」(「ある思想・教理などを信じ尊ぶこと」)や「尊崇」(「とうとびあがめること」)にまでいたる。

では、なにが悪かったのか——「そうであるからこそ、この二人を巻き込んだ隔離政策の闇の深さを感じずにはいられない」(p.139)と記されるとき、当然のこと、なにが「闇」なのかが本書で詳述されることはない。もしそれをこそ本書または本章で描いたというのであれば、わたしにはそれを読みとる能力がなかったと、わたしの不明を恥じる。「しかし、ハンセン病への〔彼らの〕まなざしは、時代の限界をこえることはできず、一九三〇年代には強固に築かれた体制のなかに巻き込まれてしまった」(p.139)とってかたづけたのだから、さきと同様に、「隔離体制」が「時代」が悪かったのだということとなる。では、その「隔離体制」とは「時代」とはなにかとなると、やはりそれは本書であれ本章であれ、きちんと説かれてはいないのだ。

これまでの議論のくりかえしとなる第7節「九州 MTL の評価」にもふれておこう。「潮谷総一郎と江藤安純は、良心的な立場でハンセン病救済にかかわった。それは信仰を基盤にした人権への実践でもあった。「民族浄化」といった動機や、ましてや国家に何かの奉仕をするような発想はなかった。純粋に、患者への同情から出発したものであった」(p.140)。だがそれが、「療養所の関係者と連携していた」「熊本ではすでに九州療養所が設置されてかなりの時間が経過したこともあって、隔離政策の体制が浸透していた」「主要な活動が、十五年戦争期に展開されたことも不運であった」といういずれも外在する理由、原因、要因によって、「良心的」なるものも押し曲げられてしまったという議論なのである。こうした事例から、「その当初の意図については汲み取っていくのが、真に歴史からの教訓を得ることになるだろう」(p.140)との歴史の見方も提示されて本章は閉じられた。

わたしには本書のなかでもとりわけこの第3章は、歴史の考察という装いをまとった先

人たちの顕彰作業にみえた。本書のこれまでのところで、唯一の一貫した筋が、ハンセン病にかかわったキリスト者たちの「良心」なるものが、「隔離政策」や「時代の限界」によって十全に機能しなかった、という議論である、と読んだ。他方で、本書著者はまたさきには、「[国]を悪者とするのは、それが、安全でありかつ自己満足になるから」、「今の日本では[国]を批判したからといって、逐一[国]が反論するわけではない。弾圧もない」（序章 p.15）ととなえていた。同様に、いま、とりわけ 2001 年以降に「隔離政策」を非難することはたやすく、また「時代の限界」を指摘しても、その「時代」に反論されることはひとまずない。一方で「隔離政策」と「時代の限界」を指弾し、他方でキリスト者たちの「良心」なるものを顕彰する。これが本書の議論の大筋である。

† 第 4 章は「沖縄の療養所の設立とキリスト者の役割」と題された。先行して発表された研究（森川恭剛『ハンセン病差別被害の法的研究』法律文化社、2005 年）や史料集（沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会、宮古南静園入園者自治会、2006 年）があるので、「今さら私が付け加えるような新事実は何もないといってよい」（p.145）とのこと。森川の研究への評価はとても高いのだが、しかし、その論述は「隔離政策批判が基調であり、キリスト教の問題も克服すべき問題点として認識され〔中略〕なお議論の余地はあると思われる」（p.146）とのこと。そこで、「本章では、沖縄のハンセン病救済運動をキリスト者を軸に辿り、隔離推進とは異なった活動の経緯を把握するとともに、しかしなおそこに伴った限界について検討する」とのこと。前章末尾にくりかえして記された「限界」の観点がここに継がれているとみえる。

本章第 1 節は「沖縄の特質」と題された。「ハンセン病患者が多い地域」「沖縄全体がハンセン病に限らず、日本の発展の恩恵を受けられず放置された地域」「救癩関係者の特別な注目を集めていく」（p.143）と、その「特質」がいくつも指摘される。1909 年施行の「癩予防ニ関スル件」以降、九州療養所の管轄となったという沖縄をめぐっては、「民間サイド

と光田健輔ら療養所サイド」の双方から、「事実上、療養所の空白地帯」となった沖縄への「盛んなアプローチが行われ」、やがて「沖縄にも国立療養所が設立されるという形で実を結ぶことになる」(p.143)との経緯も「沖縄の特質」ということなのだろう。第二次世界大戦後の米軍統治下での「在宅診療」もまた「戦前からの状況の連続のなかで把握する必要がある」(p.144)と提起されはするが、第二次世界大戦後のようすは、本章ではほとんど論じられていない。「本土から見たとき、遙か遠い地」「冷房もない時代、本土出身者にとって苛酷な風土」といった地理上、気候上のようすも「沖縄の特質」としてみせられ、そうした場所でハンセン病救済に従事するものたちの「相当に強い使命感」(p.171)が「確か」なものとして記される。

どうも本書著者は、第4章第4節でふれられる宮古、第5章で議論される奄美についても、それぞれに「特質」があったとみているようなのだが、議論の展開をさきどりしてみると、第4章第5節の冒頭に、「沖縄のキリスト教とハンセン病との関係は、他の地域と比べた場合、類似性と相違とを見いだすことができる」(p.181)という、とてもあたりまえのことを指摘するだけであれば、「特質」や比較を論じる意味がなくなる。また、瀬戸内海の大島にもその「特質」があるだろうし、高地の栗生楽泉園にも、街道に面する多磨全生園にも東北の2療養所にも、それぞれに「特質」があるにちがいない。そしてそれぞれの療養所をほかとくらべてみると、それぞれに「類似性と相違」があるといっても、これはなにもいわないにひとしい。

第4章にはいくつかの「使命」「使命感」の語がみえる。これでは、「特質」が顕著な特異な場で救済に従事したものの「使命感」を顕彰するだけになりかねない議論となってしまう。

† 第4章第2節「愛楽園設立まで」では、「救癩に携わる者の「良心」が、「民族浄化とか感染防止といった」こととはべつに「もっぱら悲惨な患者を救済する」こととかかわって示され、「それが「情熱」や「信念」にな

っていくのは自然であろう」(p.148)とみせられる。「自然」だといわれると、もはや議論の余地はなくなってしまう。ただし、すぐつぎの段落冒頭で「光田健輔もまた、沖縄の救済を訴えた」と記されるのだが、では光田の「良心」はどうだったのかと気になっても、それは本書ではいっさいふれられていない。ついで、1935年に東京YMCAで開かれた「沖縄の癩事業座談会」が紹介され、そこで朗読されたという「長島愛生園沖縄出身者一同から出されたという「嘆願書」には、「自分たちは「入園を許されたことは不幸中の幸い」とあるとのことなのだが、本書では一貫して、まったく、当事者である病者が望む、または、ここにあるとおり「幸い」とする隔離の様相については、ふれられもしない。

第4章第2節第3項は、「青木恵哉の動き」と題され、冒頭に「沖縄のハンセン病問題を考えるとき、青木恵哉の名をはずすことはできない」と示され、史料集に収録された青木の書簡、彼の著書である『選ばれた島』の評価が示されるのだが、不思議なことに、本論としてそれらが参照されたり引用されたりして論じられることがほとんどないのだ。史料ということであれば、沖縄愛生園で刊行されていた逐次刊行物の『済井出』も『愛楽誌』も『愛楽』も、まったく参照されていないのである。

その青木は本書著者にとって、「青木のあまりに苦難の連続であった人生、あるいは人格的な高潔さ、敬虔な信仰などを前提とすれば」と、そうした評価にたがわない人物としてみせられ、ならばこそ、「青木の活動について、それを批判的に述べることは、はばかれるのが率直なところである」(p.158)と、前章にみた九州MTLの人びとにむけての心情と同様のそれが記される。ついで、「しかし、だからといって、青木の業績を無批判に是認するだけでは沖縄のハンセン病の課題には明らかにならない。一方、隔離政策批判の観点で、青木による療養所の設置のための活動を断罪するのも誤った見方であろう」とのべる。遠慮したくなるといった贅言は、「沖縄のハンセン病の課題」を明らかにするために、全く必要のない無駄な言葉だ。では、著者はどう青木を評価しようというのか。

青木の行動は、迫害の繰り返される当時の患者の立場として、逃げ場として療養所を求めたものであり、切実な生活要求であった。もしそれが、回春病院の分院のような形で

あれば、隔離施設とは異なる生活の場が実現したのかもしれない。しかし、すでに一九三〇年代は無癩県運動が推進されている時期であった。青木は活動のなかで、林文雄や宮川量と連携するようになる。二人とも隔離の熱心な推進者である。時代状況に加えて、こうした人物と提携してしまったことで、隔離政策に組み込まれていくことが避けられなくなった。青木という人物をもってしても、国策の波は簡単にそれを飲み込んでいたのである。〔p.158〕

——これまたかなり杜撰な議論で、「回春病院の分院のような形」がどういう内実なのか、説かれていないのでわからない。そうであれば「隔離施設とは異なる生活の場が実現したのかもしれない」というその具体相も、そう議論できる根拠もまた、わからない。国策が青木をのみこんだという比喻でなにをあらわそうとしているのかも、わからない。沖縄では、「青木は、いわば愛楽園の創設者のような存在」(p.156)だという。青木が創設した療養所がやがて国立となる。それは当然のこと隔離施設である。そのことをして、青木が国策にのみこまれたというのか。国策にかかわることが悪としたばあい、では、青木はなにもしなかった方がよかったのか。すでにみた本書に貫く筋——国策が悪く、そのもつで「良心」なるものにしがたって生きたキリスト者を顕彰する——からすると、ここでは青木の「使命感」や「誠実さと包容さ」(p.158)を、著者は賞揚したかったのだろうか。

† 第4章第3節「愛楽園設立後」でも、沖縄でハンセン病者に救済を担った人びとについて、「主観的には、良心的な活動もみられた」(p.172)と記されるのだが、この「主観」とは、だれのそれなのか。当人なのか、救済をうける病者なのか、それらを観察する本書著者なのか。だれにとっての、なにを、どのようにみると「良心的」と形容できるのか、まったく、わからない。

本書の議論の筋をおうこともなかなかむつかしくなる。ただ議論はくりかえされ、沖縄のハンセン病救済は、青木らと沖縄 MTL、そして本土側での林文雄らの合作で実現した。〔中略〕青木の活躍がなければ、国頭愛楽園の設置は大きく遅れ、あるいは戦後

に持ち越されたかもしれない。患者自身^{〔ママ〕}は設立に尽力したという面を重視すれば、国頭愛楽園について、長島愛生園と同じ意味での隔離施設とはいえない面がある。／しかし、それが国立として設置された以上、政策と無関係でありうるはずがなかった。

[p.175]

——「隔離政策という枠のなか」でしかなかった、ハンセン病救済をめぐるキリスト者の「良心的な面」が強調される時、いわば、隔離政策という「闇」に照らされた一筋の光明をキリスト者にみつけることが、本書の目的だったのか。本章末尾は、「沖縄でも取り組みは、壮大ともいえる熱意と善意が結集されていた。それがいともたやすく隔離政策の一部分に転化してしまう悲劇が沖縄であり、その「集大成」が沖縄戦での苦難だったのである」(p.182)というとき、さきの「闇」は「悲劇」にかわっただけで、その内実はここでもきやはりちんと説かれていない。「転化」を形容する「いともたやすく」との様相も実証されていない。「その「集大成」が沖縄戦での苦難」だということも、もちろん、説明はない。この議論は実証研究ではない。

† 第5章が「奄美大島におけるカトリックの影響—入所者の出産を中心に」。さて、奄美大島も「日本社会から排斥された地域」だという。するとそこに生きた「ハンセン病患者は、二重に排斥された存在であるといっても過言ではない」こととなる。ついで、「ハンセン病問題をの本質を考える場合、奄美大島こそその本質を明瞭に示す地域である」と展開する論理が、わたしには、まったく、わからなかった。地域としても「排斥」され、そこに生きる病者はそうであるがゆえに地域の人びとからも「排斥」された、として、だから、そこの「地域」が「ハンセン病問題の本質」を「明瞭に示す」ことと、なぜ、なるのか。では、地域住民がだんだんといなくなっていた香川県大島の療養所をみると、その島の療養者は「二重に排斥された存在」とはならないから、大島は「ハンセン病問題の本質」を「明瞭に示す地域」とはならないのか。

もう本章に展開する奇妙な議論を1つひとつとりあげることはやめる。奄美大島が示す

という「ハンセン病問題」の「本質」を確認しよう。だがわたしは、それを読みとることができなかった。もしかすると、「患者の出産は、体制さえ整えれば可能だったことを実証しているし〔本書著者がではなく、奄美和光園の実例が〕、隔離政策の無意味さを示している」(p.218)、または「隔離政策の矛盾を暴露するものではあった」(p.219)というところなのか。

いや、「隔離政策」に意味がなかったといってしまうのは、少なくとも 1907 年～1996 年の癩そしてハンセン病をめぐる歴史が消えてしまう気がするし、「隔離政策」には「矛盾」があったというだけであれば、なにも奄美和光園をみなくても、それはいえる。たとえば、定員を超過した収容という実態も「矛盾」である。遺伝病ではないのに断種手術を実施したことも「矛盾」である。「奄美大島のハンセン病へのキリスト教の役割」と題された第 5 章第 8 節には、「カトリックの動きに関与した人物についても、一定の評価をすることが公平な態度である」(p.219)と記されている。一般に望まれる「公平な態度」が歴史研究にもちこまれ、そうした姿勢で過去の人物は「一定の評価」がなされなくてはならないという本書著者の主張が、ここにはっきりとあらわれている。非難と評価をそこそこにおこなう人物列伝が本書の大筋であって、「隔離政策」や「時代」をそのものとして論じることは、本書の埒外ということのようだ。

最終章にみえた「おわりに」と題された章は、まとめでも総括でもなく、「結論」や「結語」などと題されなくて当然の「おわりに」にすぎなかった。本書「序章」にかかげられた「課題」がどのように論述され、したがってどういう「意義」が本書にあったのかを著者みずから総括する章が本書にはない。くりかえせば、「序章」で、「本書は日本のハンセン病対策の展開や患者の生活について、それがキリスト教とのつながりでどのように展開したかのかを分析したもの」だとみせられていたが、「患者の生活」についてはほとんど分析がなかった。

CiNii で検索した管見のかぎりでは、本書の書評はなかった。

† くりかえし本書を読んだわたしは、著者が危惧した、本書を「隔離政策擁護と誤解」することはなかった。くりかえし本稿に書いたとおり、本書はハンセン病救済キリスト者を顕彰する場となった。ただしそれをあからさまにしないため、あるいは、議論の均衡をつくるために、隔離政策を悪としておき、かつ、時代の限界を著者は強調した。ハンセン病救済キリスト者には「良心」があったのだが、にもかかわらず、悪の国策によって、また限界をもつ時代のために、それが充分には機能しなかった、という議論が本書の筋である。「にもかかわらず」という逆接の接続詞のあとにくる事態は、2001年に判決が確定した訴訟をとおしてひろく共有されたようにみえる。しかし、接続詞のまえにあった「良心」なるものは、逆接で語られる文脈においては消失してしまう。だからそれを顕彰する必要があったとみえてしまう。

みえてしまう、という曖昧な書きようも、本書の議論が曖昧で不確かなところからきている。

救済活動をおこなったものたちの「当人の論理」そって検討してゆくという観点をもうけたとき、観察対象に使命感がみえてくることは当然だろう。信仰にもとづく救済であるからなおのこと、その表面には蔑視や差別を是とする様相があらわれてこないことも、また当然のことだ。使命感の強さによって抑圧が免責されることはない。蔑視も差別もないからそれは「良心」の顕現としての救済なのだといってみても、「当人の論理」にそくせば、それは当然の解釈となる。ただしそれは、あくまでも当人にとっての、ということでもある⁹。もちろんわたしたちは、隔離が不当な処置だったことを知っている。その起源を20世紀初頭にまで溯らせることも可能なのだ。これがくつがえせないとき、ではその「良心」なるものをどのように処理するか——「良心」のひとをものみこんだ国策が悪かった、時代の限界性がそれを全面開花させなかったのだ、と説かれることとなる。

おそらく、人文であれ社会であれ、科学とよばれる知は、そうした事態をめぐって社会や時代の構造を解明する方向にむかったのだった。それを明らかにしようとする努力なことな

⁹ 当事者にそくするということであれば、そのすぐれた成果として前掲荒井裕樹『隔離の文学』がある。同書への書評はべつに発表する。

く、「良心」なるものの賞揚にとどまったところに、本書が「時計の針を戻すもの」との烙印を押されるゆえんがあったのだ。落第点は、対象の如何に起因するのではなく、論述の仕方に由来したのだ。

† では、本書にそくしてみると、なにを考
えればよかったこととなるのか、それを示してみよう。

たとえば本書第4章第1節で「沖縄の特質」を説くにあたって、
キリスト者による活動が沖縄の体制を確立していく。それを隔離政策を沖縄に貫徹させ
たと見るか、沖縄の患者の悲惨な境遇から救った行為と見るかは別として [p.144]
と記されていた。これまた曖昧な不可思議な文章で、「活動」とは、沖縄における「療養所」
への「収容」、その「設立」、ひいては病者救済を指し、「沖縄の患者の悲惨な境遇から救っ
た」とは、沖縄の患者を、ということなのだろう。つい修正を施したくなる文であること
も問題だが、それよりも重大な欠陥は、隔離政策の貫徹なのか、病者救済なのかを、考え
ぬかなかったところにある。この点は、「別として」などとかたづけなくてはならない重要な課
題だった。

これまで讃美の対象でしかなかった救済者や医療従事者を、きちんと史料にそくして、
彼ら彼女たちがなにを感じ、なにをおもい、どう考えて、どういったことをしてきたかを
しっかりと検証することも重要な課題である。けれども、それを「良心」なるものでくく
ってすくいあげ、だがしかし、それがみられたにもかかわらず、国策と時代によってそれ
が挫折してしまったと説いてみても、それでは「患者の生活について」理解したことには
ならない。病者にむけられたという「良心」なるものがあるとするならば、それを軸とし
て、隔離と救済とがどのようにかかわりあいながら療養所が運営され、そこで療養者が生
きてきたのかの仕組みと意味を問うことがわたしたちの課題であるとわたしは考える。

「良心」とは、「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道徳
意識」とのことだ。この語を、歴史を考えるときの道具とするのであれば、善と悪とを峻

別するようすを、救済者、医療従事者、病者、病者の家族親族、地域社会の人びと、国民、それぞれにそくしてとらえ、また、療養所に生きる病者のなかでも、それが療養所での作業、信仰、娯楽などのつながりによって多層化、多様化、複数化している様相をつかまえ、さらには、個々それぞれに異なる善悪の観念がどのように社会化されてゆくのかを考えること——これが、癩そしてハンセン病をめぐる「良心」なるものの方法化である。「良心」なるものを、歴史を考察するときの方法として鍛えてゆかなければ、救済をするものと救済されるものとの分断が解かれることはない。この解消は、故人となった荒井英子がかつて目指した課題でもあった。

沖縄が議論の場となった第4章 176頁は、いくど読んでもその意味をとらえにくい悪文と思ひ込みの連続となっている。1点だけあげると、青木恵哉は発病者だったのだから、「彼らが発見したのがハンセン病であった」とか、「ハンセン病患者の悲惨に見える状況であった。これが、取り組むべき格好の材料となっていく」、「自分が抑圧している側であるという痛みを感じなくてよい」という記述は青木にあてはまるのか、ここにいう「彼ら」や「自分」には青木も入っているということか。

ともかくもここでは、「抑圧」をめぐる重層性への知覚がほんのりと示されていた。沖縄や奄美を議論するとき、もっとこの知覚を鍛え、地域社会や療養所内においても、同様の重層があったことを考えることが重要である。

ただし、そのためには、それらを論ずるにふさわしい史料が必要となる。療養所によっては、あるいはその地域にはそうした記録が残っていないばあいがある。そうであるならば、そうした文書や記録などの史料のようすも明らかにしながら議論をたてればよい¹⁰。本書にそくしていえば、まずは、「九州 MTL 記録」の目録、そしてその史料を公開するとよい。

本書には、「しかし」という逆接の接続詞が近接して多用されているところがある（たとえば p.2）。おそらく意図してのことではないだろう。他方で、癩そしてハンセン病をめぐ

¹⁰ そうした試みを「書史論」と名づけておこなっている（阿部安成「島の書、書の園—国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号、2011年3月）。

る記述はこれまでそのほとんどが、たとえば、「にもかかわらず」というこれまた逆接の接続詞を用いてあらわされてきた歴史がある¹¹。「良心」にもかかわらず国策を支えた、とかたづけるのではなく、さらに、「しかし」や「だが」をつけくわえて、接続詞の前後におかれる事柄や出来事をしっかりと説き明かすことが、わたしたちの作業だと、わたしは考える。

¹¹ 阿部安成『透過する隔離－療養所での生をめぐる批評の在処』滋賀大学経済学部研究叢書 48（2014年3月刊行予定）を参照。